

第九十六回国会  
衆議院  
通信委員會  
議 録 第 十 一 号

昭和五十七年四月二十二日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 水野 清君

理事 加藤常太郎君

理事 吹田 惺君

理事 鈴木 強君

理事 西村 章三君

理事 秋田 大助君

理事 鴨田利太郎君

理事 佐藤 守良君

理事 丹羽 雄哉君

理事 久保 等君

理事 榎 兼次郎君

理事 大橋 敏雄君

理事 中井 治君

理事 藤原ひろ子君

出席國務大臣

郵政大臣 箕輪 登君

出席政府委員

郵政大臣官房長 澤田 茂生君

郵政省電波監理局長 田中眞三郎君

委員外の出席者

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 吉村 晴光君

通商産業省機械情報産業局電気機器課長 野口 昌吾君

参 考 人 (日本放送協会会長) 坂本 朝一君

参 考 人 (日本放送協会副会長) 中塚 昌胤君

参 考 人 (日本放送協会技師長・専務理事) 高橋 良君

通信委員會調査室長 芦田 茂男君

委員の異動

四月二十二日

辞任

森山 欽司君

米田 東吾君

中井 治君

村上 弘君

同日

補欠選任

高村 正彦君

城地 豊司君

木下敬之助君

栗田 翠君

同日

補欠選任

森山 欽司君

米田 東吾君

中井 治君

村上 弘君

四月二十一日

脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願

(田邊誠君紹介)(第二四七二号)

同(中路雅弘君紹介)(第二五一五号)

電話加入権費に関する臨時特例法の期限延長に関する請願(中井治君紹介)(第二五一六号)

同(永末英一君紹介)(第二五一七号)

同外一件(宮田早苗君紹介)(第二五二八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七五二号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

○水野委員長

これより会議を開きます。

放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の

一部を改正する法律案の両案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森中守義君。

○森中委員 すでに、もう各委員から大事な内容が触れられておりまして、ほとんど落ち穂を拾うようなものでございますから、大した内容になりませんけれども、少しくお尋ねしておきたいと思ひます。

まず、法案の扱いですけれども、在来、いかなる法案でも、提出に当たりまして政省令等にゆだねる内容等は、大体法案提出と同時に政令もしくは省令が出されるのが在来の法案審議の慣例であり、先例になっております。今回いろいろお話を聞いていると、それらが全くでき上がっていない、これからこれからという答弁に終始をしたようでございますが、これはむしろ電波監理局というよりも、この種関係の扱いをつかさどる官房長は、一体こういうような法案の扱いについてどういう考えを持っておられるのか。少なくとも立法院としては、本案は出された、相当な事項が政令、省令にゆだねられる、その政省令の案が同時に提出されないで法案の審議をお願いいたしますということでは、いささか院の慣例、先例を曲げることになるわけだが、どう考えても適正な措置とは思われぬ。何が何でもとにかく成立する法案だから、こんなこと国会に出さなくても大したことはないんだよという、こういう実は官房長の委員会に対するいわば輕視の考えがあるのかどうか、その辺についてはつきりお答えいただきたい。

○澤田(茂)政府委員 お答え申し上げます。法律を御審議いただくに当たりましては、法律作成に当たりましての考え方というようにことについては十分御説明を申し上げ、御審議をいただくというのが筋であらうと考えております。なお、法律から政省令にゆだねられている事項とい

うものもあるわけでございますが、そのゆだねる範囲、考え方等についても十分御審議をいただくというのが筋であらうと思ひわけでございます。が、なお、技術的なもの、今後詰めなければならぬ分野というふうなものもいろいろあるかと思ひますので、その内容によりましては正確な案というところまで御提示できないというふうな場合もあらうかと思ひますが、いずれにいたしましても、十分な御審議をいただくように、提出する省側といたしましては配慮すべきところは十分配慮をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○森中委員 配慮しなければならぬと言ったって、配慮していないじゃないか。政令の案、省令の案は出ているからね。だから、こういうような法案の審議の形態というのは、いわば委員會輕視である、こう私は申し上げている。他意があるのですか、何か。

○澤田(茂)政府委員 いままでの御審議の中で、政省令について案をお示しという形はあるいはなかったかと思ひますけれども、御質問に対して十分な御答弁を申し上げ、また御要求に對しましては、いろいろ各種資料というふうなことも一般の場合行っているところでございます。また、当法案の審議につきましてもそういうふうに十分配慮してまいつたところでございますけれども、なお今後ともそういう点につきましても十分注意してまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○森中委員 これはここまでできたわけですから、出ないからだめですよという、そういう暴論は申し上げない。しかし、少なくとも立法院と行政府の、法案を中心にした処理の仕方としては適当でない。むしろこれは、嚴重に立法院という立場から郵政省に警告を発しておきたい。不遜ですよ。なぜ私はそんなことを言うかということでございます。

ますがこれだけじゃないんだな。非常に扱いがずさんですよ。すでに、おととい連合審査でしたね、あれなども、本来的にやるべきことなのかどうなのか。もちろん、官房長初めお歴々、いや最善を尽くして公衆法の問題として処理したかったと、そういう努力は努力としてわかるけれども、現実的に、正当な郵政省の主張、しかも国会の中で何回もそれは議論された。実らなかつたわけだから、先回のように、立法技術上の問題でずんたということはやめなさい。不遜ですよ、ああいう言い方は。むしろ率直に、勝ったとか負けたとか、そういう表現が適當とは思わないけれども、力及ばなかつたわけだ。しかしながら、市民ラジオ等の問題は臨調、行管の一環として出されてきた。そういうのはこの委員会へ持ってくる。公衆法、きわめて重大な政策上の問題が内閣に許認可整理一括で持つていかれる。理屈が通りませんが、こんなこと。まさにこればもう悔いを千載に残した、こういうふうに思うし、今日通信委員会に籍を置く者としては、まことに遺憾さわまりない。筋もへちまもないじゃないか。しかも、設置法の改正で電気通信審議会をつくった。これはこれでいいでしょう。しかし、これも一つの考え方でございまして、この審議会を、公衆法、データ、こういうものをこの中に包括的に議論するならば、これはまた変わった展開になつたかも知からない。せつかく審議会をつくった。実施は十月じゃないの。これでも網もかけたつもりだろうけれども、網がかつていないじゃないか。だから、非常に扱い方がずさんというよりも、郵政省の頭脳集団だから相當の配慮のもとにやられたことは思うけれども、結果においては全部これはだめだ。こういう実は背景があるんですね。だから、私は、まず冒頭に法案の扱いはどうなのかと、こういうことを申し上げているわけでございますが、官房長なら官房長らしくもう少ししっかりしなさいよ、だめですよ、これでは。

それから、もう一つ、非常に大きな問題ですが、放送法改正の中で、提出されている法案の関

係資料の中の四ページ、「第一に、有線テレビジョン放送事業者」、こう言っている。これはいわば多重放送の關係として、有線テレビジョン放送の改正まで持ち出している。それなのに、さっき申し上げた在来存在をした有線放送審議会というものをも電氣通信審議会に持つていくというとはどういうことですか。非常に口を悪く言うならば、電波は權益を放棄した。電氣通信審議会というのは、これは通政局の所管でしょう。通政局は領土割譲をさせた、こういう極論も生まれてくるわけだな。どういうことですか。筋は通るのですか。電氣通信政策の中に無線放送が入るという定義が成り立つたろうか。少なくともこの郵政六法の中に示されている設置法、その關係の法律によって、明らかに電波の所掌である、こうなつておるわけだ。電波監理局の中に無線放送課というのがあつていい。何でこれは電氣通信審議会に持つていくのですか。これは筋は通りますか。だから、そこまで計算をし読み上げたものかどうかはわからない。わからないけれども、電波は徐々に権限を縮小する、また電波は權益を放棄する。通信政策局は、口汚く言うならば領土割譲で拡大をする、こういう意図があるのかないのか、いわげばずの勘ぐりでしょうか。ちよつとその辺をはっきりしてもいい。これは重大な問題だ。

○澤田(茂)政府委員　電気通信審議会をお認めいただきましたのは、私も御提案を申し上げた趣旨と申しますのは、最近いろいろな重要な問題を抱え、今後におきましてもいろいろな政策課題を持つております電気通信について、独自の審議会を設けまして、そこで大方のいろいろな御意見をいただきますして、電気通信政策の公平かつ能率的な行政に励みたいということでございます。ただ現在の行財政情勢、非常に厳しい事情でございますので、単なる電気通信審議会の増置ということもなかなか認めがたいという事情もございます。そういうことでございますので、郵政審議会の中の電気通信部会というものと先生御指摘のございました有線放送審議会、これを合体いた

しまして、電気通信についての幅広い御意見あるいは御提言というものをいただきますして、それぞれの分野においての行政に反映をさせてまいりたいということでございますして、決してどちらをどうするということではございません。ある意味では便宜的な措置というおしかりもいただかうかと思うわけでございますけれども、一面有線放送につきましても、有線という分野での規律というものも考えなければならぬ面もございますので、そういった面での総合的な判断、あるいは行政におきましては電気通信政策局また電波監理局というものの間の両者の連携あるいは調整というようなものを十分配意をしながら、今後の行政に努めてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○森中委員 澤田さん、そういうことではお答えがお答えにならぬわけだ。私はもちろん素人ですが、皆さんのような高邁な意見は持てない。けれども、いま言われるようなことは私の質問の答えになるだろうか。設置法に何て書いてあります。これは設置法の条項を見るまでもなく問題です。十条の三を見てごらん下さい。そこに見なさい。そこに何と書いてあるか。答弁を何と見なさい。そこを書いてあります。十条の三では、こう書いてありますね。「電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。」「一 電波及び放送」大括弧して「有線放送を含む。以下この条において同様。」と書いてある。以下この

それが提出されたか。澤田さん、郵政省内の連携とか相互協力とか、そういうものは設置法の条項にないのですよ。きわめて厳格に設置法はできています。そうでしょう。官房長の所掌はこれこれ、通信政策局長の所掌はこれこれ、電波管理局長の所掌はこれこれときちんと明定されているわけです。それを何かしら概念的に、省内で相互依存、相互協力をやる。だから、有線放送審議会を電気通信審議会に持つていっても一向に不都合でない、こういう理論が設置法上通りますか。少なくとも私はそのことを承服するわけにいきません。

ね。これは誤りです。もし官房長のそういう説を可とするならば、それだけの手続をとりなさい。設置法を変えてこれをちゃんと通信政策局に移しなさい。こんな手続も何もやらずに、どうして電波審議会というものがあるのに、ここに併合せよ、これは理屈でしょうね。しかも設置法ではきちつと明定されておるにかかわらず、通信政策局の所管にこれを移すとは何ですか。こんなことが通るのですか。郵政省の管理運営というのか、機構なんというものはそういうちゃんぽらんなことではやっているのか。ずいぶん長く歴代の官房長にいろいろ御意見を承ってきたけれども、そういう説明は初めて聞いた。通りますか。ここでもう一度はつきりしてください。

○澤田茂政府委員 電波監理局の所掌事務につ

いて有線放送に関する分野というものが含まれて  
いるのは先生御指摘のとおりでございますが、た  
だ、審議会といたしましては、電気通信政策に関  
する事項、それから有線テレビジョン放送に関す  
る事項というものを電気通信審議会としては所掌  
するというところでございまして、有線テレビジ  
ョンの放送に關しての所掌事務を電気通信政策局で  
行うということではございません。審議会として  
は両方の分野についての御審議をいただくとい  
うことでございますので、設置法の所掌事務との関  
係については矛盾はない、こういうふうに考えて  
おります。

（森中委員）官房長 電波審議会がなければこれはまたやむを得ないということも言えるでしよう。電波監理審議会が現実存在をする。しかも、有線テレビジョン放送法という法律がある。しかも、これらは明らかに電波監理局の所掌だということを設定法で決めているじゃないですか。それを実際の行政行為じゃないのだ、単なる審議上の問題だから、それで電気通信審議会に持つていって、実際は電波に戻しますよ。こういう手間のかかるようなことができるのですか。それよりも何よりも、論理として通らないじゃないですか、これは。だから、どう説明されてもその説明

を得心はできない。だから何なのだ、こういうことをやったのは、ということになると、妙な勘ぐりになってしまふわけだ。それ以外ないじゃないか。電気通信政策局も今日の行政状況の状況からいけば、にわかには五十名が百名、二百名になるといふときはこない。それならば、徐々に電波から割譲せよとか権限放棄しようとか、そういうようなことが将来的なものとして懸念されるわけだ。だから、私は、いかぬとこう言っている。戻しなさい、これはもとに。こんなばかな話がありますか。だから、これは官房長の責任でもあったらうけれども、電波監理局長、こういうように権限放棄していいの。権限放棄していいの。電気通信政策局は領土を割譲させたようなものでいいからぬけれども、取られた方はどうなりますか。これでは行政秩序が乱れるということとを私は憂えるわけです。それは田中局長、どうなんですか。取られた電波としてはどうですか。○田中(眞)政府委員 非常に専門的な話なのでよく理解しにくい面があるわけですが、私も、私、今度の改正によりまして、私どもの電波監理局の所掌事務が変わったというふうには理解いたしております。電波監理局の事務のうち有線放送につきましては電気通信審議会、それから電波・放送につきましては電波監理審議会で御審議いただく。それからなお、繰り返しますけれども、電気通信審議会を利用するのは電波監理局であり、また電政局である、このように理解いたしております。

○森中委員 田中局長、もっとも専門的ではないよ。きわめて常識的ですよ。それだから官房長も、仕事をそれでは持つていくのはありません、電気通信審議会では有線放送を議論しよう、こういうことだから、その限りにおいては業務が侵犯されているとは言えない。けれども、現実には電波監理審議会というのがある。筋から言っても有線放送審議会を併合するというならば、電気通信審議会ではなくて電波であらう、これはきわめて常識的な考えだ。それをなぜわざわざ電気通信審議会に持つていったのか。だれが考えても理屈が通らないでしょう。また、これは現実的に、いま電波局長は、さしずめ弊害も障害も発生しない、こういう見解のようですが、先々は想定される。いま具体的に、では何が弊害、障害を伴うかというそういう予測は、私は申し上げぬけれども、電波審議会があるのに電気通信審議会に持つていった、そこでの議論するということになると、舞台が違ふわけだから、それは将来において思わざる弊害、障害というものが発生する可能性がある。だから、設置法上の機構上のより高度な運用を図っていくには秩序を守らなければいけません。そういふことが全然配慮もなく、何でこんなことをやったの、こういうことを言っているわけだ。大臣、少し声高に言つて申しわけありませんけれども、どうされる。あなたではない、大臣に聞いているのだよ。これはやはり、大臣、できるだけこういふ、私はあえて過ちと申しますが、片しめてもらふ必要があるのではないでしようか。○澤田(茂)政府委員 法律的なことにつきましては若干補足した御答弁をさせていただきます。電波監理審議会という重大な審議機関がございまして、これと有線放送審議会というものを合体するならば、どうしてそちらの方という御指摘をいただいたわけでございますけれども、確かに電波という一つの行政分野ということから考えますと、それも一つの考え方であろう。私どもも議論の過程といたしまして考えたところでございますが、何しろ電波監理審議会は、電波行政について、電波・放送についての重要な事項について、電波・放送をいいたき、なお一般の審議会と異なりまして、聴聞あるいはそういう準司法的な機能もあわせ持つていっているという機関でございます。そういう関連もございまして、今後の電波あるいは放送についてますます重要な問題が山積し、これから検討していかなければならない電波監理

当局といたしまして、電波監理審議会にいま以上に加重をさせていこうというふうなことも配慮いたしまして、そういう観点からいたしまして、今後の全体的な運営というものを見まして、御提案を申し上げたような電気通信審議会との合体というふうな形をとらざるを得なかったということでございます。なお、電波行政につきましても重要な問題、あるいは放送についてのいろいろこれから問題、当面両法案についての御審議をいただき、その中でもいろいろ御指摘あるいは御提言をいただいているところでございまして、今後の問題、重要性というものも十分踏まえながら、電波のあるいは電波監理局事務の一部割譲とかあるいはそれを向こうに移していくというふうな形でのバランスのとおり方というふうなことは、私も頭考えていないところでございまして、それぞれ電気通信も非常に重要性を増してまいりました。電波・放送につきましても今後ますます重要性を増していくわけでありまして、行政の効率向上というものに努めながらも、なお一層の整備に今後とも努力をしてみたい、こういうふうな考えているところでございます。○森中委員 もう先に進もうと思うけれども、妙なところでひっかかるね。電波が忙しくてたまらぬから少し手伝つてやるんだ、そういうふうなことで。私はそういうことで言っているのじゃないんだ。設置法上きちんと明定されているから、行政の秩序を守りなさい、こう言っているわけだ。もうこんなところでひっかかっているらうが、ないけれども、要するに、法案の扱いとしまして、政令、省令案のこれを出さない。しかも、設置法の改正によつて有線放送審議会を電気通信審議会に持つていった。こういう理屈の通らぬことをやっておいて、しかも、許認可整理後の問題はなんだ、郵政省はどうしているんだ、こう言っているわけですよ。だから、これは私の質問に的確にお答えいただけないけれども、いずれこのことをまた論ず

る機会もありましようから、この程度にしておきますけれども、やはり考えるところは考えてください。官房長。あのやろう、文句ばかり言うというふうな、そういうことでは困る。私は私なりに正論を言っているつもりだから、それはそういうふうに受け取ってもらいたいですね。それから、この法案の扱いでもあるのですが、先般の久保質問に対して、放送法の抜本的な改正をいたしました。こういう答えがありました。ね。大体、抜本的な改正という前に、電波三法といわれるものが二十五年にできた。以来三十数年たっているんだが、この間に何回放送法の改正をしましたか。私の調査では大体十四回やっています。しかも、そのほかに廃案になったものが相当ある。こういう法改正の経過等考えると、いかにも放送・電波がきわめて高度な社会性を持つておる、しかも国民のニーズにこたえていく、そういう意味からの改正なんですね。しかし、いろいろ内容的に見ると、四十一年のあのこと以外は、ほとんど場当たりというのか、何か新しく変えなければならぬことが発生したから改正しますというものが非常に多いわけですね。これではどうなんでしょう。さらに静止画放送の時代が来る、フアクシミリの時代が来る、BS、CSの時代が来るという、非常に高度に展開されていく電波・放送行政を見た場合に、場当たり主義で、こうだからまたですよというふうなことでいいのかわからないのか、非常に問題であります。だから、そういう意味で、久保質問に対する放送法の抜本的な改正、その必要を認めますという、いわば肯定発言になったものと思うのですが、どういふプロセスによつて進めていくつもりですか。これは電波監理局長もあれですが、官房長もそういう職掌上、いつまで官房長をしていくか知らぬよ、知らぬが、現在の官房長だから、その限りにおいて答えなさい。○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、昭和二十五年に現在の電波三法、基本が決まったわけですが、その後十

三、四回ですか、いろいろな改正は行われておるわけですが、先生おっしゃるとおり、非常に根幹にかかわるものではないかと言えらるると思います。それで、四十一年にはかなりこの点について御提案申し上げたわけですが、不幸にして審議未了、廃案、こういうことになったわけですが、放送法、電波法含めてですが、いろいろな点で検討すべき項目として指摘されております。難視聴解消の問題とか、チャンネルプランを明定したらどうかとか、放送番組はこれでもいいのか、あるいは国際放送はどうなんだ、それから新しい衛星放送をどう取り組むべきかというようなことで、私どももそうしたものにいろいろ検討を重ねてまいりましたけれども、問題の性格上と申しますか、事は言論にかかわるというような関係から、なかなか国民的コンセンサスを得にくいものを含んでおります。そして、今回その中であえて御提案したわけですが、私どもとしては、必要なものであつてまず何とか国民的合意が得られるものではないだろうかという点で、今度の放送法等の改正につきましては大きく言ひまして四本の柱があるろうかと思ひますけれども、御提案申し御審議いただいている形でまづ何とかが改正をお願いしたい、こういうような形になつておるわけでございます。

それで、先ほど申しましたように、かなりいろいろな御意見のある面が多いわけですが、繰り返しますが、今後も必要なものであつて合意の何とかが得られるものについては、随時改正を行う必要があるだろう。なお、そのための具体的な手続といたしましては、当然、改正の対象事項に應じまして、それぞれの関係方面の御意見を伺う必要があるわけで、国民的合意が早期に得られるように推進方努力してまいりたいと思ひます。

それで、基本的、全般的なものにつきましては、先ほど申しましたように、随時、ただいま御提案申し上げながらなお一方においても改正す

べき点があるということで、検討は続けていくつもりです。事実そういう形で日夜問題の整理を考へていくというのが実情でございます。今後ともこの検討を引き続きやっていく必要があるというふうな考へておる次第でございます。

○森中委員 どうも答弁が月並みで、そういうふうなことはもうしばしば述べられているからいいのですが、やはり抜本的改正をやるというならば、何か舞台がけをする必要があるのではないかという気がするのです。つまり、四十一年のことと考へてみますと、それなりに非常に大問題になった。大問題になったのだから、それがある程度こなし法案を出したわけですが、結果において流れたけれども、それで、今回の多量の関係につきましても、この委員会の中に電波・放送に関する小委員会ができておるでしょう。こういうところとかにも少し相談したらどうなんですか。つまり、きのうのNHK代表、民放代表の参考人の意見をお聞きして、NHKは、何が何でもというつもりじゃないけれども、一応パターンでいきたい、こうおっしゃる。民放は、コードでなければだめだ、こう言われるのです。そうなる、法案を提出した、つまり法律効果を求めようとしたのだらうけれども、民放がそれに乗つてこなければ、国民の多様な要請にこたへる、こう言われるのだけれども、民放の分だけ多様なニーズにこたへ得ないということになるのだな。明らかに浮き彫りにされてきた。だから、前段にNHK並びにその余の放送事業者の見解はいかんといいうような事前協議的なものがどの程度行われたかどうか。行われていないからこんな結果になつてしまふ。法律効果、これでは上がりません。非常に問題があるのです。それは後で触れますけれども、少なくとも放送法を抜本的に変えるというこゝであれば、やはり今日をおいてない。三十年たつていますね。だから、そういうところ、放送・電波の未来図はどうなのか、ビジョンはどうなのかというのが、放送法によつてとらえられるべきじゃないですか。どういふように

プロセスを仕組んでいくのかというのを聞かしてくれ。場当たり的に、こんなものが出たから今度やる、次はこうだということでは、やはり将来展望にいきさか欠けるところがあるんじゃないか、こういうことなんですか。

○田中(眞)政府委員 まず最初、先生、きのうの参事院等々を聞いてみたところ、十分な話し合ひが行われ関係者の意見を十分上ではではないの、ではないかというふうな申されたわけですが、その辺について、私どもの理解ですと、一応今度の改正につきましてはNHK、民放連等の意見も聞きたいということ、四十一年以来検討はしておるわけですが、今度の具体的なもの、特にその中の多重等につきましては一昨年の十一月ごろから話し合ひをやつておるわけでございます。特に、民放連に理事会があるのは放送法委員会等もございまして、そういうところには担当の部長あるいは課長をやりまして、私どもの意見も言い、また民放連の方々の御意見も伺つたということでございます。

それで、その結果といたしまして、NHKからは、放送法の改正についての要望が五十七年の一月二十一日に出ましたし、また、民放連の方からは、文字放送に関する要望書で五十七年の一月十九日に出されております。この際には私も直接お会いして、いろいろ民放の方々にも伺つたわけですが、その時点で私どもの考へ方もある程度決まつておりましたので、特に民放の要望につきましても、その設備契約の義務づけと申しますか、その辺につきましては、前々からの御意見もあつたので、これはやはり財産権と申しますか、そうしたものの束縛というふうなことから考へても無理であるということ、民放連の御意見等も取り入れてそういう形の案は考へておりませんでしたので、その辺の御理解をいただいたわけでございます。

それから、もう一つ、次の方式についてでございますけれども、これは実は、現在御提案申し上げておりますのは、先生も御高承のとおり、多重

についての道を開くというふうなことでございまして、コードかパターンかということにつきますと、現時点においてたまたまパターンについては一応技術者の間の結論が出ておるということで、コードについても、なお現時点におきまして、民放の方々あるいはメーカーの方々、学者先生あるいはNHKの方も入れました現実議論しておるわけですが、この促進を図るということもお願いしておるわけでございます。そうした場におきまして、私ども、コードの基準ができるだけ早く決められることを望んでおるわけでございます。現時点において結局コードを早くしたいという各界の希望がそういう形で出ておる、私どもも、コードの非常にスピードが速いとかいろいろ長所もございまして、そうしたものの基準が決まるにこしたことはない、このようには考へておるわけでございます。

それから、非常に新しい技術革新が行われると、それについてまず御指摘のとおり情報の多元化、多様化を図るといふムードが出てきておるわけですが、世の中の流れもそうなつておる。私どももいたしましては、そうした技術の成果というものは、すべて早期に実用化できるような形に積極的に技術開発を推進させる必要があるだろう。そして、そうした技術の成果を国民に還元するといふことも、実施に当たりましては、やはりあくまでも既存の放送秩序との調和というものを十分配慮すべきであらうというふうなことで、ごく最近お答えをいただきました放送の多様化に関する調査研究会の報告書の趣旨等も考へながら、国民の多様化するニーズに対応した適切な施策を図つていく、それによりまして国民生活の一層の豊かさに向けて指導していくべきである、このように考へておる次第でございます。

○森中委員 余り時間がないので、聞かないことまで答へぬでよろしい。私はそういうことを聞いているのじゃない。放送法の抜本的な改正をするにはどういふプロセスがあるのですか。この前、久保質問に答えられておるからね。しかし、まあ

恐らくないのだからと思う、妙なところでありかえてしまったから。

それで、いま一つ尋ねておきたいのは、電波監理局といふのは、法律上は郵政大臣になるのですが、免許権といふのが本に確立されているのだらうか、私は非常に疑問がある。ですから、具体的にも一言だけこは触れておきますが、周波数の割り当てをする場合、競願が出る。さて競願を一本化するために知事等に調整を委任する。一体、放送法もしくは電波法のどこにそういう調整委任の条項があるのか。しかも、非常に混乱していますね。最近あるところで、それもあつた。しかも、だんだん深みに入ってきて、一本化のために役員はこういう者を何々という、そこまで条件を付してくるという。こういう経緯などもあるわけですが、だから、私はそういう意味から考えると、本に郵政大臣すなわち郵政当局がこのよう重要な免許の交付、免許権の保有等について、独立した権能を保持し維持しているかどうか非常に疑わしい。いま、私は、電波・放送法のどこかに該当するところがあるかなと思つたが、これはない。

沿革的に考えてみると、ずいぶん以前ですが、小林武治さんという郵政大臣がかつて知事経験者でもあつた。この人が、めんどくさいからひとつ競願の場合には地方自治に委任の方式で調整してもらおうかという、きわめて俗事的に始まつたのがこの調整委任の出発点だと理解しております。

こういうことが電波法ないしは放送法の正確な運用の中に許容されていいものなのかどうなのか。民法、商法等によるのは別です。しかし、免許の権限といふものは電波法、放送法にあるわけですから、それはまいますまい。

これは非常に大きな問題。むしろ、だから周波数の決定の権限といふものは郵政大臣が持つてゐる、こう言いがら、経過においては必ずしもそうじゃない。だから、詰めて言うならば、そういう意味では権能を放棄している、こういうように

言えるのじゃないかと思うわけですが、それは答弁は要りません。

ですから、これは郵政大臣、在任中に、放送法を一体どうしていくのか、これはなかなか頭の痛い問題です。簡単にできない。けれども、何をやるにしても、こういう問題がずいぶんたくさんあるわけですから、一遍大臣の政治的判断によつていづれかに方向づけられたらどうですか。

○其輪閣務大臣 だんだんの先生のお話を聞いておりまして、私も、たとえば放送法の根本改正、それはやはり時期をみてやらなければならぬのではないかなと考へておるわけでありまして、ただ、四十一年の根本改正案を出したときに廃案に改訂をやらうと思ひますが、たとえば放送番組のあり方だとか、あるいは放送事業者のあり方だとか、それぞれ問題がありまして、たとへば報道の自由とかいろいろ問題がありまして、国民的なコンセンサスがなかなか得づらう。そういう経過で廃案になつたものと私は思つておりますが、いままでやつてきてゐる中で、改正の事項にあつたもので、そして合意の得られたものについては逐次やつてきた。それじゃいかぬじゃないか、やはり技術的な改正をやるべきだ、私はその精神は本当だと思ひます。だんだんと研究してみたいと思つております。

また、いまの、これは郵政大臣の認可にわたる周波数の割り当てその他認可事項について、これは郵政大臣の権限を放棄したものではないのであります。が、途中経過において、やはり何となくも県という県域に波の割り当てをするわけでございますが、その県の県民多数の合意で得た知事さんと何とか調整をしていただかないとなかなか調整がむずかしいものですから、知事さんに調整をお願いしている。知事さんが一本化の調整を行った上で郵政大臣が認可する。認可権を知事さんに与えたわけでも何でもないのですけれども、その県へ行つて、郵政大臣が調整の任に当たることがどうもむずかしいものですから、便宜上そういうこ

とをやつておるわけでございます、この点はひとつ御理解をいただきたい。

根本改正については、私は先生の精神と同じであります。何とか一回出してみたいと思つておるのでありますけれども、これもひとつ勉強させていただきたい、こう思ひます。

○森中委員 いまの知事の調整委任の問題、これはいまだ非常にむずかしいことが言われる時期でもあります。また、知事自体には、こんな厄介なことを考へる知事もおいてだと思ふ。ですから、それにかわるべきもの、やはり物事、特に認可とか許可といふのは法律の背景、裏づけがないとだめですよ。そういう意味で、もう少し他にかわるべき方法はないのか。たとえば、例示的に言えば、電波監理審議会というのがあるじゃないか。この権限を、もう少しこういうものを消化できるように改組していくとか、人をふやすといふことも考へられるでしょうか。少なくともやはり大臣の権限といふものが具体的に及ぶようなやり方でもやつていくべきだ、こういうふうに考へるわけですが。

それから、根本改正といふことで誤解があつてはいけませんから、特に一言触れておきますが、憲法の中における表現の自由、これは現行の放送法ですでに比較的確立されていると思ふ。それを弱めなさいとか薄めなさいなんという意見じゃないのですよ。すでに表現の自由は現行の放送法で確立されている。しかも、具体的に番組審議会等でチェックすることもできるわけですからね。だから、そういうことで何かしら放送法をいじれということになる、直ちに憲法違反じゃないか、言論に対する統制じゃないかといふことがしばしば一般的に言われますけれども、そういう意味じゃない。あくまでも放送の秩序、国民のニーズにこたへるといふ意味で根本改正の必要な時期に來たといふことでございまして、そこは大臣の方にも正確に受けとめてもらひませんと困りますから、ぜひひとつそのように御理解願つておきたいと思ひます。

したが、この放送法の改正の中でこう言われておりますね。「国民の多様な情報に対する要望にこたへて」ところ書いてある。これは郵政省で出されてゐる法律案関係資料第一ページの四行目、おわかりですか、書いてありますね。まさかこれはまづ言葉じゃないだらうと思ふ。まづ言葉ならそれで結構。けれども情報に対する要望にこたへるといふならば、具体的にどういふものを国民の要望として把握されているのか、ひとつ、内容をお持ちであれば、まづそれから聞かせ願ひたい。

○田中（眞）政府委員 この問題は、多重放送を実用化するための目的を掲げてあるわけでございます。多重放送につきましても、まづ特にローカル放送に向くのではないかとはいふに私も考へております。それから、すでに議論にもなりまして、テレビ文化ができてしまつてもう三十年になるわけでございますけれども、特に聴覚者の方々には、そのテレビ文化の十分な内容といふますか、おもしろみといふものを享受できない面もあるといふようなことで、要望もいろいろあるうかと思ひますけれども、簡単に申しまして、多重放送でいろいろローカル情報、細かいニーズにこたへられるであらう、特に聾啞者にとっては福音である、こういう考へ方でございます。

○森中委員 だから、これは郵政省が認識している問題であつて、一体国民の要望といふのをどういうように取りまとめたのかといふようなことを聞いているんだが、それはいいですよ、お答えがはつきり出ないから。

時間がもう三十分しかありませんから、少しはしりながら先に参りましょう。

技術審議会の答申が五十六年の三月だ。約一年たつた。この一年の中で、たとえば通信委員会の中における電波・放送の小委員会に一度ぐらい相談をされたのかどうか。あるいはNHK、民間放送、NHK以外の放送事業者に対しては、こういうものを先行きとしてやりたいんだがどう考へはどうか——特に民放からは意見書が出ていま



したね。その意見書がきのうの発言で非常にはつきりしたわけですが、いわば法律の改正をする、法律効果を与えたいということであれば、事前に何かそういう方法があつてもよかつたのじゃないかな、こう思うのです。くどいようですが、きのうの民放の代表の泉さんでしたかのお話からいけば、私はパターンじゃだめです、多少誤字があつてもとは言われなかつたけれども、コードの方により多量に情報の提供ができるからコードでいきたいんだというお話があつた。そうすると、「国民の多様な情報に対する要望」と言うけれども、その分だけもう情報提供できないわけだな。そういうようなことを考えると、法律効果がやや減殺をされたことというようになるわけで、提案者としてはこの事実をどういうように認識しておられるか、ひとつ簡単に答えをいただきたい。

○田中(眞)政府委員 多重放送を導入するに当たつての方式がいま問題になつておるわけでございませうけれども、これにつきましては、五十六年の三月にパターン方式についての結論が出まして、また一方、コード方式についても、同じ電波技術審議会場で五十五年から研究が進められておるわけでございませうけれども、まさにその研究自体の中で、民放連の方々、特に技術者の方でございませうけれども非常にたくさん入つておられますし、新聞協会も入つておれば、NHKも入つておる、あるいは学識経験者も入つておるといふことで、この電波技術審議会の第四部会というところですが、非常に精力的にやつておつていただきまして、その中の毎日の審議の中でも、パターンがどうであり、コードがどうであるか、その辺についての電波監理局なり郵政省としての考え方というものは当然出ておるわけで、意見交換も行われておるわけでございます。

○森中委員 きのうのあれをお聞きして、いましめて、さつき申し上げたように、民放はコードでいきたい、しかしコードでいく場合に、いづれ遠からずコードに対する答申も出るだろう、こうおつ

しやつた。ところが、技術審議会への諮問というものは、パターンとかコードとか区別をしないで諮問されているわけでしょう。その際にパターンが先に、コードはこれからだ。恐らく進んでいると思うのですが、大体いつごろの時点でコード方式の答申が出るという想定ですか。想定というよりも話をなさつていいの。

○田中(眞)政府委員 私どもの試算では三年ぐらしかかるというふうに理解しておりますが、すでに昨日も民放連の方からお話がありましたように、一、二年というお答えもあつたように思つております。その場合、大体三年ぐらひはかかるので、パターンはでき上がつておるわけですから、これはでき次第導入するというところでございまして、まさに電波技術審議会の場に民放連の方々、東京のキー局の五局の技術局長さんをはじめ全部専門の委員が入つておられると思つておられますし、十分その辺の場で、技術的にでき上がつたものをまだできていないなどと言つてはございませうので、決してコードをおくらせてパターンを先行してというようなことではございませうので、御審議いただいた結果、たまたまパターンについて比較的良好な結果で結論が早く出た、こういうふうな理解しておるわけでございませう。

コードについては、スピードは速いだけども、表示の仕方ないしは何といたしましては誤字が出やすい面がある。特に電界強度の低いところ、あるいはビル陰、最近の反射障害等々になりますと、情報が全然変わったものになるといふことでございませう。一が五になる可能性があるわけでございませう。ただ、パターンの場合は一が五になることはない、想像はつくといふことでございませう。ですから、数字などで、たとえば選挙放送の話も出ましたけれども、票の数が違つたのじや大変だと思ふのです。そうしたことで、誤字を訂正する方式はどうか。そうすると、誤字を訂正するためには、伝送方式もスピードが五倍ないし十倍と言われておるけれども、誤字訂正をやる

の半分にもなる可能性だつてあるだろう、そういうふうな検討が必要だ、そのように聞いているわけでございます。

○森中委員 そうしますと、放送開始のスケジュールとしては、きのう中塚副会長のお話によりまして、NHKは何が何でもパターン方式で突つ走るといふ意味ではない、けれども、将来においてコード方式が採用されても、その設備を応用できるような方式、恐らくハイブリッド方式というところのようですね、こういうことで行けるならばやりたいのだ。民放も、NHKに先発されても結構です、こういう意見の開陳がきのう行われたわけですが、いま田中局長のお話からいけば、事実上コードは三年後ぐらひに来るだろう。ということになると、この法律改正が行われて大体六カ月後、その六カ月の間に政令をつくる、あるいは基準等の省令をつくる、いろいろなことをして、それでNHKを先発させるといふように認識していいですか。

○田中(眞)政府委員 NHKを先発させるとか、あるいは民放がおくれるとかいうことではございませう。私どもの準備は当然私どもの責任において早急に急ぐべきでしようけれども、やはり送りの側におきましてのいろいろな工夫、番組をつくる際の技術等々もありましようし、どんな魅力のある情報を入れるかということもあらうかと思ひます。

それから、実際に放送を始めるとなると、ある程度の受像機、アダプターと申しますか、そうしたものの普及、それに対するメーカー側の協力体制といふものが、生産体制というものも必要だろうと考へておるわけです。

それで、やはり民放の中にも非常に熱心なところもあれば、特にNHKが早くとか民放が遅くとかいうことではないだろう。大多數の民放の場合は、民放連の専務理事ですか、代弁したような形ではあるのではありませんか、またNHKにしましても、始めるとしても一様に全国的に始めるというわけにはまいらないだろう、このよう

に考へておりますが、私どもとしては、せつかくのものでございませうので、できる限り早く実現いたしまして、国民にその成果をお見せしたい、享受していただきたい、このように考へておる次第でございます。

○森中委員 それは放送事業者のおのずからなる選択によるわけでしょうから、それはそれでいいんですが、ただ一定の方向としては、民放連の代表が、コードでまいる、答申はいずれ遠い日でないだろう、こうこの場で言明されたわけだから、結果的にNHKが先行することになるでしょう。これは私そうだと思う。

そういう場合に、多重の国際水準からしても、アメリカが八〇年に開始してしまつた。そう極端におくれない。ところが、NHKといへども六カ月後、さあ政令、省令でできましたよ、基準でございましたよ、さあやらないと言つてみて簡単にかねわけた。

そこで、坂本会長あるいは中塚副会長のどちらでも結構でございますが、まず財政的に見て、五十七年度予算の中にこれを供用するような項目は、項、目いづれにもないのです。そういたしますと、五十八年度予算の中で財政の裏づけをするのかどうなのか、この辺はどうでしょう。

○高橋参考人 ただいまの先生の御質問でございませうけれども、法改正以前でございませうから、五十七年度の予算といたしましては、五十七年度の研究施設整備費の中に二億八千万計上しているわけでございませう。

では、これはどういう計画かといふことを申し上げますと、これのニーズのあることはわかつておるわけでございませうので、たとえば、先ほど先生も御質問ございましたように、聴力障害者のような方が、現在の手話放送をもつとふやせ、その手話よりも字幕放送の方がよろしいのではないかと、いろいろな考へ方もあるのですから、こういうものに対処するために、とりあえず東京で制作いたしまして、その東京で制作した分を大阪でも流すという程度でございませう。

では、具体的に整備内容という御質問でございましたら、文字の入力の端末装置が必要になります。それから図形の入力端末装置のようなもの、ニュースなどの補完番組のための制作装置、それから、東京から大阪へ送るために回線伝送のための再生中継装置が必要でございます。こういうものが四式、これなどを含めまして二・八億というものを一応計上しているわけでございます。

○森中委員 それは技師長、六カ月後にさあゴという場合に、申請をして免許を取る、それで二・八億でとりあえずの供用開始ができる、こう理解していいんですか。

○高橋参考人 先ほど電波監理局長からも御答弁がございましたように、まずわれわれとして一番考えなくてはいかぬことは、電波技術審議会が方式並びに技術基準というものを郵政大臣に答申する、そのときから省令、政令が始まりまして、この技術基準で始めるのだということをまず決めていただいたその瞬間から、今度は受像機の問題があるわけでありまして。

先生御指摘のように、工業会から聞くところによりますと、受像機の生産が、パターン方式でございまして大体一年くらいで生産体制を整えるだろうというのを言っております。それから、コード方式になりますと大体二年くらいかかるだろう、これは文字発生器のところでございます。その文字発生器も、現在電波技術審議会で審議している最中でございますが、日本語の場合に、大体何千語ぐらいの文字発生器を持てばよろしいかという問題があるわけでございます。それで、先ほど先生からも御指摘がございましたように、コード方式は伝送スピードが非常に速い。裏返しにしますと情報量が非常に多いという長所はあるのでございまして、誤り率の問題がある。それから、パターンの方につきましては、スピードは遅いので情報量は少ない。ところが、電波技術審議会の中継審といたしまして昨年度郵政大臣に答申した中に、現在やっておりますコード方式の技

術基準の審議の前提条件があるわけでございまして、それがパターン伝送方式と整合がとれること、その次に文字発生器に持たない文字も——これを電波技術審議会では外字と定義してございまして、そういうものもつくり得ること、そういうことになってまいりますと、文字発生器にない字をつくるということ、パターン伝送方式でつくるということになるわけでございまして。そういう意味で、NHKの技術研究ではパターン伝送方式もコード方式も、さらにそういう話が出てまいりましたものですから、昨年の十一月にこれの長所を両方合わせたようなハイブリッド方式というものを提案したわけでございまして、このハイブリッド方式のようなものが仮に決まったということになりますと、パターンの御質問に対して申し上げますと、先生の御質問に対して申し上げますと、その間に、その技術基準がいつ決まるか現在わからぬものでございまして、これはもしも五十七年度中に決まった段階において現在申し上げたような設備の用意をする必要があるわけでございまして。そのための費用というふうに御理解賜りたいと思っております。

○森中委員 大体流れとして理解できました。それで、いま技師長の言われるようなことをすつと整理していけば、ぎりぎり六カ月後、それを基準にして計算していけば、どのぐらい経過して供用開始になるのでしょうか。いま言われるようなことが一々充足されてこれで行いよう放送開始というのは、いつの時点だと理解していただけますか。

○高橋参考人 繰り返して申して大要を述べさせていただきますが、その技術基準の決まり方によるところがまず一つあるわけでございます。先ほど申し上げたのはその点でございます。したがって、たとえばハイブリッドみたいなもので、パターンでもやって、コード方式ができたときにその受像機がむだにならないで両方とも使える、そういう両立性のあるような技術基準が郵政大臣に答申されまして、それを御採用になるようなことになりまして、これはパターンだけでござい

ますと、受像機の生産体制を考えていきますと、要するに受像機のない放送というのはあり得ないわけでございまして、それを考えますと一年から大体二年くらい、コード方式でございまして、電波監理局長がおっしゃいましたように、基準が決まるまでの野外実験その他がございしますものから、三年くらいかかるということ、私も技術屋としては理解できるところでございまして。

○森中委員 いまメーカーにおける機器の製造期間というお話がありました、ちよつとそこで気になるのですけれども、パターンなしはコードの場合、受像機に相当の変化が来るのでしょうか。それで、いわばユーザーというの利用者がどのくらい負担増になるのか、ちよつとその辺がわかっておりましたら教えてください。

○田中(眞)政府委員 これはメーカー側の方の試算でございまして、いわゆる内蔵型としてパターン方式のものを経営するためには、普通のテレビの価格……。

○森中委員 局長、内蔵型で幾ら負担、コードで幾ら負担、こういうふうに言ってくればいい。○田中(眞)政府委員 内蔵型パターンで三万円増、それからコード方式で七万円増、そういうような試算を聞いております。つまり、仮に十七万のテレビだといいたしますと、三万円増ですから二十万、それからコード方式だと十七万に七万プラスで二十四万円、このような数字が出ております。

○森中委員 それでパターン及びコードの場合がわかりました。

BSがいよいよ実用化される場合、これでパラボラとかアダプターというのか、こういうもので幾らくらいかかるのですか。

○高橋参考人 先生の御質問をBSの直接受信用の受信機のパラボラ並びにアダプターは幾らかかるかというふうな御質問だといいたしますと、工業会の方の現在の発表では、大体十万台ロットで値段をつけてみると、六万円から八万円ぐらいでございまして、これは聞いております。

○森中委員 そこで、坂本会長、なかなか見る方もサレビスしてくださるというわけじゃないのですね。かなり持ち出しがある。

さて、そういうようなことを考える。それと、パターンのために総額幾らだったのか、この前説明があつていたようにしたね。六十五億か、概算すればそんなものでしょう。かなりNHKの持ち出しがある。視聴者の方も結構出し前があるというふうなことがNHKの財政にどう影響していくか。これは非常な技術革新に伴ってより高度なサービスが提供される、これは大いに結構。しかし、ただではできないというところに、やはり一つの視点を求めておかないと簡単にいかな、こういう気がするので。つまり、視聴者の方も、やれBSで、パターンで、コードで、相当な金を出さなければいかぬということになった場合に、一体こういう問題が受信契約者として心理的にどう影響してくるのかというのが第一点。

それから、五十五年でしたかな、あのローテーションがそろそろ来ますね。何かこの前予算審議の際には五十八年は逃げるのか行くのかはつきりわからぬようなお話でございましたが、察するに、五十八年は何とか開始したいのだというお気持ちが、現実的にこのようにパターンがあるいはBSがどうなるに重なるのか、さして協会の財政はどうなるというの、こういう懸念があるのです。そういう意味で、こういう技術革新の波に乗って高度のサービス提供は結構だけれども、協会の財政の運営としてはどういうふうにお考えなんですか。

○坂本参考人 先生御指摘のとおり、その点が協会としては一番大きなテーマだと思っております。これは御承知のNHK長期ビジョン審議会の御答申の中でも、一九八〇年代を見通してのNHKのあり方ということについて数々の御指摘をいただいておりますので、それを踏まえて私どもといたしましては毎々御答弁申し上げておりますように、私を長とする長期ビジョン検討会議を設

けまして、そしていま先生の御指摘の、少なくとも五十九年度以降の財政のあり方、これがこのままの形で放置すればやが破局的状況になるのではないかと、御指摘もいただいております。向きもございまして、そういう点を含めて鋭意検討を進めておるという状況でございますので、そこら辺の苦衷をお察しいただきたいと思っております。

○森中委員 どうも苦衷を察してくれと言われると、なかなか二の句が継げません。よくわかります。しかし、せっかくこういう段階に来たわけですから、最善の方策をとっていただいて、視聴者には迷惑のかからないように、料金は上げないように、サービスは提供できるように、なかなかむずかしいですけれども、そういうことをお願いしておきたいと思っております。

ちよつと電波法の関係ですが、今回の改正によって少しすっきりしてきたような気がいたしますけれども、いま通信士の需給関係はどうなっておりますか。陸上、海上、航空、こういうところに配置をされる通信士、これは本当は運輸省だらうけれども、わかつておれば、一級、二級等々の資格別に、需給関係はどうなっているか。

○田中(眞)政府委員 五十五年度末現在の無線従事者の免許付与状況でございますけれども、まず一級無線通信士が一万一千五百九十八名、二級無線通信士が一万三千六百七十八名、三級が二万六千二百六十六名、航空級が一万五千三百八十三名、電話級が三万六千七百十名、これが無線通信士でございます。技術士の方も申し上げましようか。無線技術士の一級が一万一千二十八名、二級が二万四千二百三十三名、その他アマチュア無線技術士と特技がございまして、特技で申し上げますと、これはいろいろございまして八十四万五千九百九十五名、これはマイク多重とか特殊甲、乙とかいろいろ狭いフィールドの特別技術士でございますが、そんなような数字になっております。

○森中委員 これは資格を付与するのが電波の仕事だから、余り需給問題を言ってもおわかりない

だらうけれども、前回の船舶職員法改正のときの議論に参加したのですよ。あのころなかなかみんな海上勤務を嫌がって、全部おかに上がってしまった。それで、当時の電波高校を専らに直して、もう少し資格の取れるような方式をとったらどうか、こういう議論があったのですが、いま全体的に見て、ある程度需給関係というのは行き届いている、こういう認識でいいですか。

○田中(眞)政府委員 需要に見合った供給はできておるというふうに理解いたしております。

○森中委員 技術庁来てもらっていますか。――ことしの三月、電波利用開発調査研究会の実用衛星部会からこういうものが出されました。この中に、在来的に国内におけるロケットの開発に依存すべきではない、シャトルをうんと利用したらどうかという、きわめて現実的な方向が出されている。これは一体、いままでは決定されている宇宙開発委員会の方針とは正面からぶつかるわけですが、さて郵政省はどういう選択をするのか、同時に開発委員会はどういう選択をするのか、この辺をひとつ最初に聞かせてもらいたい。

それから、ことしの四月三日の読売新聞に日ソの宇宙戦争というところにショッキングな見出しで、百三十度へ上げたらぶち落とすぞ、こういうセンセーションを起こすようなあれが、あります。これに対してはどう対応策をとるか、まずそのあたりからちよつと聞かせてもらいましょう。

○田中(眞)政府委員 その宇宙に静止衛星を打ち上げます軌道の位置につきまして、国際的手順によりまして関係のところが調整いたしております。その相手国の一つがソ連でございます。百三十度という位置につきまして、位置とそれから周波数と常にペアで考える必要がございます。同じところで同じ周波数を使うと、余り近いところで使うと混信がある、こういう問題でございますけれども、静止衛星には、コントロールからテレメーターあるいは実際の通信用の電波ということ

で、非常にたくさん電波を使っておるわけでございますが、六ギガ、四ギガというような周波数

帯を、マイクロでございますけれども、使うわけでございます。その辺につきまして、余り近寄ると混信があるというところで現在交渉中でございます。おもしろおかしく書いてございますようですけれども、事実調整は行われておるということでございます。

○吉村説明員 お答え申し上げます。

宇宙開発委員会におきましては日本の宇宙開発を円滑に進めるためにいろいろな観点から議論をしておるわけでございますが、その際に、放送だとか通信という非常に重要な需要というのがあるわけでございますので、そういう立場からいろいろな御意見も伺いながら考えておるわけでございます。

現在私どもが計画としてつくっておりますのは、間もなく打ち上げになります通信衛星の2号、それに続きます放送衛星2号がございまして、それにつきましては、すでに計画としてはつきり固まっております。その次の通信衛星3号につきましては、現在開発研究ということで進めておるところでございます。その後の問題につきましては、シャトルを利用するかどうかというコストになるかというようなことを試算をいたしました報告書が出ておるといことは承知をいたしておりますけれども、私どもとしては、やはりその後の問題につきましては、通信政策、放送の政策全般の中でどういふふうに考えられるのかということとまず御議論をいたしたい、それと宇宙開発政策というものをうまくすり合わせて、両方うまくいくような形で御相談をしていくというのが最もいいのではなからうかというふうに理解をしております。

○森中委員 私、ちよつと質問が混同してしましたから、分けていきましよう。ITUの管理理事会というのですか、これが四月に始まるのです。この中でいまモスコワ関係は問題として処理するのですか、それとも二国間の外交交渉として処理するのですか。つまりITUの

舞台で取り上げるのか。恐らくソビエトが言ってきたのは、国際電気通信条約の規則の六三九A D、九十日の問題で意見を表明してきたのだと私は思っている。そうなる、むしろこれは二国間の外交交渉というよりもITUの中で処理すべきものだ、こう思っておりますが、その処理方式について郵政省はどういうふうに考えていますか。

○田中(眞)政府委員 衛星利用は非常に盛んになってまいりまして、そうした混信の問題あるいは軌道を含めた問題が起るわけでございます。これは技術的にITU及び無線通信規則によりまして詳細に決められております。この手続に従って文書で交渉するわけでございます。そのあたり当然、IFRBと申しますか、ITUの下部の常設機関でございます。周波数登録委員会というところが仲立ちもいたしますし、ですから私どもは、国際周波数登録委員会、IFRBというところに調整を頼むと同時に、直接またソ連当局、あるいは場所によりましてあるいは物によりまして相手国は違いますが、それそれのところに技術的な調整の文書として処理をしておる、こういうこととでございます。

○森中委員 私もそれが本筋だと思つた。それで四月十九日から、栗原さんですかこの人を団長として管理理事会に出席した。そういう際にこの問題を持たしてやったのですか。

○田中(眞)政府委員 管理理事会というのはちよつとテーマが違ひまして、現に先生おっしゃる通り四月十九日から行われておるわけでございますけれども、正式のなにとしましては持たしておりません。ただ、ジャストのインフォメーションとして、そういう機会に、非常に重要なことがあればいいからということで連絡をとらせることはありますけれども、今度やらないと思っております。先生先ほど九十日だということをおっしゃいましたけれども、事実九十日というの聞いておりました、一応近く解決が得られるだらう、そのように希望もしております。



○森中委員 これは局長、あえて外務省を呼ばなかったのは、外務省が口を出す筋のものではない、こういう認識に私は立つからです。何か新聞では、これから先二十年間もリザーブしておるのだ、こういうことを言っておるのだけれども、国際電通通信条約にないのだから、わが国はすでに五年前六三九Aというのか、こゝでちゃんとI F R Bに相談しているわけだから、これは絶対に引かぬようにしてくれなければ困ります。いゝわんや二国間の外交交渉等にゆだねるものではない。これはひとつきちんとしてもらいたいという要望ですが、当然なことだろうけれども、しつかりやってもらいたい。

それと、ロケットの問題ですが、いま技術庁からまことに玉虫のようなお話でしたが、現に郵政大臣が諮問された第二世代に対するこの答申の中に、もう国内ではだめなんだ、確かにそうでしょうね。三万五千キロ、その次が五百五十キロ、いづれもロケットに合せて衛星の開発をやっているというのでは国際的な水準に合わないです。できるだけ国産である方がいいけれども、ロケット自体も大分アメリカから入れている経緯もあることだし、スペースシャトルがどういふように実用化されていくのかアメリカのことはわからぬけれども、そういう意味では、C S、B S いずれもこういうものを採用した方が、コストも安い、容量も大きいということになると、国益に沿うであろうという見解を持つのですが、郵政省としては、技術庁や宇宙開発委員会がどう言うかは別として、そういう意向を踏まえてそういう会議に出られるべきだと思うのですが、一遍きちんとした意見を聞かしておいてもらいましょう。

○田中(眞)政府委員 郵政省といたしましては、通信衛星、放送衛星の開発に向けて、実用衛星という形でC S 2、B S 2の開発を進めてまいっておりますし、その次に引き続きますB S 3、C S 3についても、考え方を宇宙開発委員会にも要望すると同時に進めておるわけでございます。郵政省としては実用という立場から推進を進めて

おるわけですが、私どもの理解は、最初の実用衛星B S 2、C S 2につきましてはN IIロケット、その次の第二世代、そこで言っておりますB S 3、C S 3についてはH IIロケットという形で、その線上に乗っかっておる、この考え方で進めておるわけですが、国産でいく場合、経済的にはかなり高いものになっておるわけでございます。その辺も当然考えながら、その六十五年なり、あるいは次の世代、C S 3、B S 3以後におきましての宇宙利用のあり方、それを、国産の技術をどこまで育て、また経済的に見て実用に合うように経済性の高いものを導入する可能性もあるであろう、その辺の検討は大いにすべきだということ、特に具体的には、すでにこの委員会でもお取り上げいただいたわけですが、公社が一トンの衛星あるいは四トンの衛星というふうなことでいろいろ言っておるけれども、その辺の郵政省とのそこはいいのかという御質問もありましたが、大いに研究はすべきであらうというふうな私どもも答えしておるわけで、特にその辺のそこはいいものと理解しておる次第でございます。

○森中委員 時間が参りましたからこれで終わりますが、最後に、大臣、ずいぶんいろいろなことを申し上げました。したがって、それぞれ御配慮いただくとお思います。中々、冒頭に申し上げた行政の秩序、これはどういふように御判断なさっているかわかりませんが、一遍きちんとした検討していただきたい。そして、暴走しないように、悔いを後世に残さないように、ひとつ秩序ある行政の運用を当局者に厳命を賜うていただきたい、こう思います。

それと、電波・放送というものが社会の中に占める比重はだんだん拡大、深みを帯びていくわけでございますから、適切な指導等を切に期待いたします。質問を終わります。

○水野委員長 これにて森中守義君の質疑は終了いたしました。次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 この電波法、放送法一部改正に当たって、特に今回の文字多重という問題でお聞きしておきたい点は、今後、五十八年度ごろからキヤブテンシステム等を含めてニューメディアが統々登場してまいりますことが予想される。そういう中で、この前のテレビ音声多重放送、これは華々しい登場ぶりに引き比べていまだ一歩盛り上がり欠ける印象があったように私は受けとめております。しかし、今回はそうだったものとは違っていて、今後の発展というものが相当期待されておると考えるわけでございます。この音声多重放送に關しては、相当長い期間実験段階等を踏まえて実用に入つていったという経緯がございますね。

今回そういう実験というのはいくつもの段階にわたって受けたとありますが、私どもとして何もこれがどんな発展していくかを阻もうという考えはございませんが、音声多重のときのような一歩盛り上がり欠けるようなことになってはならないと考へ、今回どうして急いでこういふ形になったのか、その経緯、簡略でもいいですから御説明ください。

○田中(眞)政府委員 御指摘のとおり、音声多重放送につきましては、実用化試験局という形で現在もやっております。この実用化試験局はその後実用に移す目的で開設するもので、そのままの形で実用化を予定するというものでございまして、テレビジョン文字多重放送の場合に、そうしないというスタイルをとりましたのは、音声多重とは違ひまして、文字多重の場合、第三者利用、ここが非常に大きく違つてくるといふことで、先生のような議論も私どもの中にもあったわけでございますけれども、いま申しましたように、第三者利用という形が入ってくる以上、どうしても実用化試験局という形で実績をつくつてしまふとぐあいが悪い、将来のあり方にそのまま試験時代の流れが行つてしまふというふうなことで、これにつきましては、やはりあらかじめ法の受け皿というものを明確に詰める必要が

あるというふうに最終的に判断いたしました。今回改正案を提出したことでございます。それで、なお、急ぐということにつきましては、耳の不自由な方々からも早期の強い要望があるというところで、一刻も早くこれらの要望にこたえるべきであらう、そのように判断したからでございます。

○竹内(勝)委員 そこで、ニューメディアが今後統々と登場するとされる中で、受信機を持つて利用している国民にとっては、次々と新しいものが出てくる。最初の状況、U H F帯のときのコンバーター、それが内蔵されていった。それから、音声多重のアダプターによって、これもまた内蔵されていく。国民の方は次々新しいものを、それだけの費用をまたアップさせて、そしてよいいな負担と言つたら過言かも知れませんが、これも、負担増になっていくわけですね。

そこで、今回のもので、特に通産省に來ていただいておりますので、どんな状況に考へておるかというところで、まずこのパターン方式を進めていくときに、アダプターとしてどういふようになっているのか、そして費用の面ではどんなふうに見ておるか。それからまた、今後、コード方式というところで、いままで議論がございましたけれども、そのときにはその受像機自体にまた何らかのものを付け加えていかなければならないのか、それによって費用が変わつてくるといふこと、そういう面も含めてお答えください。

○野口説明員 御説明申し上げます。

文字放送のパターン方式につきましては、郵政省の方で今回法案の提出がございまして、私ども、業界とも連絡を密にいたしておりますけれども、現在業界の方は試作機を完了した段階でございまして、後は放送法の改正を中心にもろもろの法律の手当てが済み次第、壁障者対策という目的もございまして、できるだけ早く実用化、製品化をしていきたいという誠意を持って検討中でございます。その期間は大体一年程度かなと言われております。

それで、先生の御指摘の値段の問題でございませうけれども、これは、これから製品化するわけにございませうので、それぞれ各社ごとの程度の値段にするかにつきましては高度の企業秘密でございませうけれども、私も、業界と話をしている過程では、内蔵をする場合でございませうが、しない場合に比較して大体三万から六万程度の値段のアップになるのではないかと考えています。

ただ、内蔵しない場合はどうかということがあるかと思いますが、この場合は独立したシステムを付加することになりますので、どうも技術的には内蔵した場合に比べて若干割高になるものと思われまゝです。どの程度の割高かにつきましては、いま業界で検討中でございます。

それから、コード方式に切りかわる場合はどうかという御質問でございますが、これは現在郵政省の方で審議も実験もまだ未了と私も承知をしております。ですから、業界、通産省といましては、その見通しあるいは中身が固まった段階で、業界としてどう対応するかということでございます。したがって、価格につきましては、どの程度になるのかということにつきましては、現在ではちょっとわからない、公式に申し上げられないのが実情でございます。

ただ、基本的にはカラーテレビも、家電製品全般にも言えることでございますが、非常に技術革新が速くて、生産技術もどんどんロボット化等によりまして高度化しております。卸売物価そのものは漸次安くなる傾向にございませう。そういう意味では、家電製品全体につきましては、新たなニューメディアが出たということで余り大きくは割り高にならないように、通産省、業界も心がけ、また私も強く指導してまいりたいと考えております。

○竹内(勝)委員 NHKにお伺いしておきますが、放送局として設備の面で、このパターン方式を開始していったときには費用面ではどれくらいになるのか、コード方式を今後用いていった場合そこはどういうものが加わっていき、そして費用

の面でどういう加算になっていくのか、御説明ください。

○高橋参考人 まず、前提条件でございますけれども、先ほどの先生の御質問にお答え申し上げますように、東京で制作いたしましたりあるいは大阪だけに東京制作プログラムと同じものを流すという程度で試算勘定をした場合の建設投資額でございますが、これにつきましては、パターン方式については、先ほど御報告を申し上げますように、研究設備費の中に二・八億というものを申し上げたわけでございますが、これを基準にして、コード方式という形になった場合にどこが違ってくるかということになりますと、中継再生装置が変わるということと、それからコンピュータの若干のスピードアップの必要性がある、それから周辺機器が若干変わってくる、こういう問題がございまして、建設費そのものといましては大体約三千万ぐらいの増というふうに見込んでおるわけでございます。それ以外にソフトの部分に相当の費用はかかるのじゃないかとこのことを判断しております。その辺の正確な数字はまだはじいていないという状況でございます。

○竹内(勝)委員 今回、文字多重放送として、当面の対象としてこれは垂直掃線消去期間、このインターバルの中で16Hと21Hというものが対象になっておりますね。この二つのHを使用しようという考えでございますが、最終的には8Hまであるとしておりますけれども、ごく近々にこの8Hの中の15Hあるいはもう一つのHが可能になると言われているけれども、それは事実かどうか。もし可能になるならば、いま二H考えているのが四Hになるわけでございますし、それは一体いつごろになるのか御答弁ください。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。昭和五十六年度でございますけれども、実験局によりましていまお話しした10Hから15Hまでの範囲につきまして野外調査を行ったわけでございます。そしてどういった試験かと申しますと、そうしたところに、10Hから15Hのところは文字多重を

乗せました場合に映像の方に影響があるかどうか、こういうようなことでございませうけれども、

先生いまおっしゃいましたとおり、10Hから15Hのうち、15Hと14Hについては妨害の発生が比較的少なかったわけでございます。それから、テレビ画像にそうしたところに乗せた場合に妨害が発生する受信機というものを調べてみましたところ、すべて昭和四十九年以前に製造した機種においてそのような妨害が発生したということでございます。それから、四十九年以前のもの耐用年数が考えられるわけでございます。四十九年でございませうから、もうすでに七、八年たっているわけでございます。ですから、こうしたものの買いかえの時期がいつになるかということでございますけれども、私も私どもといたしましては、なお数年後、二、三年後にもう一度同じような調査を行ってみたいと確認してみたいというところでございませう。それから、この台数、いま申しましたものの千五百二十台についての調査結果、それを対象とした実験でございます。

○竹内(勝)委員 そうすると、今回は16Hというものを第三者に利用してもらおうという考えでございますけれども、今後それが拡大していくという場合、この追加分について、既存の放送事業者に利用させるのか、あるいはまた、今回のように第三者に任せるといふことで、一Hごとに新しい第三者にその都度任せっていく考えがあるのですか。

○田中(眞)政府委員 16Hを第三者に、21Hを事業者自体にというふうな、それはどちらがどちらになるかわかりませんが、そういう考え方を申し上げたわけでございますけれども、この使用自体まだこれからの問題でございます。利用実態あるいはどのような番組を乗せるかというようなことで、ちょっとまだ——なお次に可能性のある二Hなりについてどのように使わせるかは使っていないかについては、この最初の二つのHの様子をやはり十分勘案する必要があるだろう。いまの段階ではわかに申し上げにくいとい

うようなことでひとつ御理解をいただきたいと思

います。

○竹内(勝)委員 いままでの法案審議の趣旨も踏まえて、省令、政令で定めていく部分が非常に多く、またちょっとわかりにくい面が多いわけでございます。また、ぜひその免許方針の策定に当たっては、関係者の意見を十分に考慮に入れる、こういうことをお願いしたいと思います。いかがですか。

○田中(眞)政府委員 そのとおりだと思っております。十分私ども、その辺は関係の方々とも相談しながら施策をしてまいりたい、このように考えております。

○竹内(勝)委員 そこで、NHKの出資枠の拡大の面で若干NHKにお伺いしておきます。

まず、出資枠の拡大ということ、第九条の三の関係で、NHKとしては第三者利用に出資ができるということはどういうようなところを考

えるのか、御説明ください。

○坂本参考人 今回の改正案におきましては、NHKの業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資の枠が開かれる、こういうことでございます。NHKといましては、現段階では、まず、財源の多様化の一つとしての副次収入の増加、それから二番目に、NHKが蓄積いたしました情報素材あるいはノウハウの有効活用による国民への利益の還元、それから三番目が、NHKの業務の円滑な運営などの観点から出資を検討したいというふうな考えをしております。たとえ

ば、テレビジョンの多重放送などの放送事業者などのために必要な番組素材を制作、提供する事業、あるいは、NHKの放送番組及び番組素材を収録した録音、録画の制作、さらに、それを外部に提供する事業、NHKの放送設備を利用して行いますテレビジョン多重放送に關係する事業など、具体的な出資の対象として現在それらのことを検討しております。

○竹内(勝)委員 郵政省としては、この出資枠の件に関して、協会に対するものとしてはそういう

○田中(眞)政府委員 協会の方から出資し得る対象の拡大については御要望がありましたわけでして、いま会長が御説明したような形のもので出てくると考えており、私も密接に関連する事業とすること、政令で決めてまいりたい、このように考えております。

○竹内（勝）委員　ぜひその辺、関係者の御意見等を踏まえて、よろしくお願いしたいと思ひます。

そこで、第四十九条の三及び第五十三條関係で、「計画の策定及びその提出を求めることができる。」とございますけれども、この条文の趣旨は何ですか。

○田中(同)政府委員 何とか多重放送の普及を図りたいという考え方から、テレビジョン放送事業者から多重放送に関する設備計画等を求めまして、それから、事業者御自身が多重をおやりになる予定計画というものはどのようなものであるか、あるいは、第三者とのお話がどのように進められておつてどういう貸付予定があるか等々の動向を把握するということが、先ほど申しました国民の期待に沿えるようなテレビジョン多重放送の普及を図る観点から必要であらうということで、第三者利用の推進につきましてもその辺の成果は上がる、こういう考え方のものでございます。

○竹内(勝)委員 その「計画の策定及びその提出を求める」というのは、義務づけ的なものと考えていいのですか。

○田中(農)政府委員 郵政大臣から求めました場合に、計画を策定し提出していただきたいというふうに考えておるもので、表現としてはしなけれ  
ばならないものですが、それじゃ、何か違反に対する罰則と申しますか、そういうものは設けていないわけでして、当然にこうしたものは御提出いただだけ、普及に対する御協力はいただけ  
る、このように考えておるものでございます。

○竹内(勝)委員 局側として計画がないということとを考へる場合もございますし、それから、第三者利用で当該放送局側として契約するに足り得る

ものが出てこない」と判断して、たとえば第三者として要望があったとしても、こちらとしてはそういうものが出てこない」と判断して計画がない、こういう考え方でもよろしいのですか。

○田中(眞)政府委員　話を詰めますと、そういうことがあり得るといふに考えております。ただ、私どもも、放送事業者自体からいろいろなお話があるわけですと同時に、それを第三者として希望したい方々のお声も入るわけでございますので、その辺で円滑な進展が図られるだろう。言葉を詰めて申しますと、先生のおっしゃるようなことは事実としてはあり得ると思っております。

○竹内(勝)委員　その場合、第三者として利用を

していきたいけれども、放送局側としては計画がないということで余り折り合いがつかない場合は、郵政省としてどういう配慮をしていますか。

○田中(眞)政府委員 それぞれのお考え、お立場を十分伺いまして、私ども、放送事業者及び多重放送を希望する方々とお話し合いができるものというふうな期待いたしておるわけでございます。

○竹内(勝)委員　そこで、お伺いしておきたい点は、この文字多重放送が今後発展していつて、テレビに各受像機に簡易プリンターをつけて、それが文字として出てくる。画像だけでなく何秒間か

で消えてしまうわけですから、ぜひ文字として残したいという要望が出てくることは間違いないと思うのですね。そういうものも今回のことでは含まれますか。

○田中(画)政府委員 昨日もお話が出たことでございませうけれども、文字多重放送の利用の仕方といたしまして、テレビ受像機の画面に文字や図形を多重表示することによって、同時に、同時に

な表示するものでございまして、これと同一形に受信側に記録装置を付加するという形で文字や図形の情報をハードコピーとして必要なときに記録するという形態は十分あり得るし、そうすること

によつて非常にぐあいのいい番組というものも十分子想されるところでございます、その辺につきましては今後の発展に期待したい。それから

に考えております。

○竹内勝委員 この簡易プリンターというよう

なものが今後できていった場合、これは費用の面ではどんな状況になりますか、ひとつ通産省に伺います。

○野口説明員 御説明申し上げます。  
これは簡易プリンターの付加をするかどうかという問題がございますけれども、一に、それは放送局側でどういう内容の放送をするか、それに對しましてユーザーサイドでそれを記録する需要がどの程度あるかということが大きな問題になるわ

けでございます。現在、企業は、その簡易プリンターの開発につきましては試作の段階を完了いたしております。文字多重放送が実用化されてまいりますれば、需要の動向を見ながらこれを製品化する

費用の点につきましては、先生非常に御関心でございませうけれども、先ほど触れましたように、需要の程度が大きく作用するわけでございます。

量産でございますので、たくさんあればもちろん安くなるわけですが、その辺が非常にメルクマールになるわけでございます。現在、私どもが業界から承知している感じでは、独立なシス

テムということになりますので、大体三万から五万程度の価格のアップにはなるのではないかと、それは需要の動向にも影響いたしますけれども、私どもとしてはそういうふうに理解をいたしております。

ます。各社がどの程度の値段にするかは今後の問題かと思えます。

○竹内(勝)委員 今回の文字多重放送の延長には、いまの簡易アンテナをつけたのも、これは当然のことです。

然ございしますが、そこにフアクシミリをくつつけた電波多重フアクシミリといったものにつながっていくと考えてよいですか。

○田中(眞)政府委員 直接のお答えになりますか  
 どうですか、ファクシミリ放送といいますが多量  
 ファクシミリにつきましては、そのようなことも

予想いたしましたして、現在、電波技術審議会の場におきまして、テレビジョン放送の電波に重畳する方式ということで、音声の第二副搬送波を用いる方式についてのファクシミリ放送というものも御検討いただいております。その成果が多分そういう延長線上行くものだろうというふうに考えてはおります。

○竹内勝委員　この文字多重放送に關して、たとえば新聞協會等におきましてもあるいは民放等におきましても、意見書、たとえの例では、多重放送に關する調査研究會議に對する意見書ということで、日本新聞協會開發委員會からも出ております。こういう意見書が数多く出されております。

が、そのほかから、民族や新聞協会以外からこう  
いったような意見書が出ておりますか。出ておれ  
ば、要約して、簡略でいいですから、どうい  
うな中身でございますか。

○田中(眞)政府委員　いま先生がおつしやいました二つが大きなものでございますけれども、地方新聞協会の方からもその辺の御意見をいただいております。

○竹内(勝)委員　では、中身は大体同じようなことと見ていいですか。

○田中(眞)政府委員　やはり地方紙としての参画のあり方というものについて考えてほしいという

ことで、立場によって少し違うかなというふうにも思っております。

○竹内(勝)委員　それでは、その中身、またわかりましたら私のものとして御提出いたただきたい。

ければありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○田中(眞)政府委員　お届けいたします。

ては、先ほど申し上げましたように、記録の特色、こういったものが考えられます。プリンターというものが考えられて、そして電波多重のフ

クシミリまで発展していく、そしてまた、そこにはキャプテンシステムを含めて電子新聞であるとか電波新聞、そういったものにまで今後このニエ

一メディアが発展していくことは十分考えられるわけでは、

そこで、電波多重のフアクシミリは、送信側からの情報を多数の受け手が即時に複製するサービスに利用されている、これは音声と映像の瞬間的送達を目的とする従来の放送サービスと同質のものではなく、機能において新聞、出版と同じ範疇に属するメディアと考えるべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

○田中(眞)政府委員 立場によって多少とり方は違ひようございます。と申しますのは、新聞協会あたりは文字文化と文字情報の延長としてつかまえたというお考えのようでございます。私ども電波・放送を預かる立場といたしましては、文字情報といえますかという形では出てくるわけでございまして、やはり放送であるということ、両面があるかと思ひております。

○竹内(勝)委員 両面があるということは、やはり新聞を主体としたそういうメディアでもあるし、放送の面でもある、こう理解していいんですか、ちよつとはつきりしてくだされ。

○田中(眞)政府委員 やはり究極的には放送という形でとらえるべきであらう、私どもこのように考へております。

○竹内(勝)委員 それはまた今後いろいろ議論がされてくる問題ではないかと思ひますが、たとえば、放送の多様化に関する調査研究会が五十七年三月に報告書を出しておりますが、ここに「文字放送」という項目がございます。「文字放送」の独立した利用は、ニュース速報、株式市況、各種案内等の比較的情報の更新サイクルが短い専門的な情報の提供が主体となると想定される。したがって、文字放送の事業主体は、ニュース速報、各種案内等の情報を常時大量にかつ短い更新サイクルで供給できる能力を有する者が適していると考えられる。これは一体どういうものを指しておると考へていますか。

○田中(眞)政府委員 刻々と申しますか、毎日起こるいろいろな変化は変化する内容、つまり

ニュースであり、あるいはスポーツニュースであり、あるいは天気予報と申しますか、いづれにしても、更新サイクルが頻繁なということでございますので、多分にニュース的なもの、そうしたものに適しているということであらうかと思ひております。

○竹内(勝)委員 静止画あるいは文字放送、フアクシミリ放送など、新しい電波メディアの今後の開発、実用化、こういったものには、ぜひ国民のニーズにこたえてこの発展に寄与でき得るよう努力していただきたいと思います。いかがですか。

○田中(眞)政府委員 御要望のような形で、この文字多重放送なりあるいは音声多重放送が花開くということ、私ども強く期待いたしてございまして、こゝろでございます。

○竹内(勝)委員 文字多重放送は、文字による情報の伝送という、従来の放送とはちよつと異なるサービスでもあり、文字というものがその主体になつてゐる。その意味で、その法的規制を極力最小限にとどめ、この放送法第四十四条の項にもそういつたものの検討をし、関係者の意見、これは昨日も参考人に来ていただいている議論をしたように、NHKもそれから民放連もそれから新聞協会も、お互いの意見というものが十分尊重されるように配慮していくことが当然必要であると思ひますが、いかがでしょうか。

○田中(眞)政府委員 新聞協会等からそうした要望も出ておることを十分承知いたしておりますけれども、やはり先ほどもちよつとお話に出ましたように、私どもといたしましては、貴重と申しますか、有限な電波をお使いいただくというようなことで、放送法第四十四条の三項は必要かと考へております。

いづれにしても、私どもは、そうした場合に、最終的には国民のニーズはどこにあるのか、国民のためにはどうか、そういう立場から関係者が数多くある中で判断してまいりたい。場合によりましては、一つのものを採択し他のもを退けざるを得ないということもあり得ようかと思ひ

つておりますけれども、いづれにいたしまして、国民のニーズ、多重という形で何が一番いいのか、そういう観点から判断してまいりたい、このように考へております。

○竹内(勝)委員 そこで、第三者が利用していく上に立つて、経営的にも成り立つていかなければなりません。そこで民放として広告のスポンサーの提供の番組がございまして、その番組の中で、たとえばコマシヤルの時間、これは非常に目につくものがある。こゝろでございますね。ところが、それがこの文字多重の発展によって、ボタンを押せばどんな情報でもまた入ってくるわけですから、そのときに、本来ならば放送局としてはコマシヤル、広告主体によつて成り立つておる。ところが、コマシヤルの時間になつたらほかのボタンを押してはかの情報を見るというふうな事態も十分考えられるわけですが、恐らくこれは広告スポンサー関係と放送局、NHKも第三者にやつていく場合、その辺の調整というものは非常にむづかしいものが出てくると思ひますが、これは郵政省に聞いておきますが、そういうようなものの対策を何か考へておりますか、何か案がありますか。

○田中(眞)政府委員 多重放送の性質上、いま申されましたように、多重されている部分を見ようとすれば、表番組と申しますか、そうしたものと時間的にも抵触する、これは、現在放送事業者自体がいろいろ自分の番組としての多重をつくる場合においても、また第三者に御利用いただく契約の内容等々においても、非常に頭を痛められるところではないか、十分考慮すべき問題であらう、このように考へておりますけれども、私どもとしては十分工夫の余地があるものというふうな考へております。いろいろな形でそれぞれ使う中あるいは使つていく中において、適正な自分自身のための利用の仕方、あるいは第三者に利用される方法、やり方というものは出てくるであらう。そうして、お互いに共存と申しますか、うまく調和をとれてやっていきたいと思います。発展が期待できない、

このように考へております。もうちよつと詳しく申しますと、ちよつと本番のCMの時間、そのころには多重の方もCMの時間にするというふうな、これはなかなかむづかしい面もありますけれども、その決め方等々によりまして、工夫は十分あり得るものというふうな考へております。

○竹内(勝)委員 それでは、時間ですの、もう一点だけNHKに聞いて質問を終わりたいと思ひます。

昨日も中塚副会長にもお伺いしておきました。が、「協会及びテレビジョン放送を行う一般放送事業者は、二云々とありまして、いわゆる補完利用、「その効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。」「しなければならない」ということは、かなり義務的な要素になつてくるではないかというところで質問をしておきました。むしろこれは「望ましい」という程度に変えておいた方がいいのではないかと意見もございまして、たまたま、耳の不自由な人たちに字幕のサービスを出して、これは補完的な利用で国民へのサービスです。これはまた大事な問題でぜひお願いしたいと思ひますけれども、これはなかなか費用もかかるし時間もかかるし、大変だという民放からの答弁もございました。

そこで、たとえば報道番組のようなものになつてきますと、これはその場で非常にニュース性のものが入ってくるわけですし、時間的にそこにかけていることは物理的にも無理になります。そうすると、「しなければならない」となつておつて、果たしてそれにこたえられるのかどうか。その点も踏まえて、この補完利用、国民への貢献、こういった面を含めての御決意をお聞かせいただきたと思ひます。

○中塚参考人 お答えいたします。この義務づけ的な規定でございますが、現行の放送法の各条項にもそのような何々なければならない

らないという規定がございます。たとえば、四十  
四の四項に、「協会は、国内放送の放送番組の  
編集に当つては、特別な事業計画によるものを除  
くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及  
び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保  
つようにならなければならない。」あるいは教育  
番組については、「教育に関する法令の定める教  
育課程の基準に準拠するようにならなければならない。」とか、そういう規定がございます。その規定  
と同様の趣旨であるというふうに考えておられま  
して、私もよしとして、この補完的な番組、メ  
ーソンの番組をより豊かに充実させるような、そ  
ういう補完的な利用ということに極力努めてまい  
りたいというふうに考えております。

○竹内(勝)委員 それでは、最後に大臣、ちよ  
つと一言。先ほど局長からも、十分検討してそし  
て関係者の意見等を十分に考慮に入れてやってい  
かなければならないという趣旨の話がございました  
が、今回のこの法案、もう大臣御承知のとおり、  
政令、省令にゆだねる部門は、この委員会審議の  
中でだんだん明らかになってきたという程度で、  
わからぬ部分が幾つもござります。そこで、免許  
方針の策定に当たっては、ぜひ関係者の意見とい  
うものを十分に考慮に入れていかなければならな  
い、こういった面での御決意を伺って、同時に、  
今後ニューメディアへの郵政省としての対応の御  
決意を伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○寛輪(國務)大臣 今回の法律改正に寄せられる各  
界の御要望は、私も十分承知いたしております。  
できるだけの要望が実現できる方向で検討した  
いと思ひます。特に、政省令にゆだねられる部  
分がかなりござりますので、そうした面について各  
界の要望を聞きながら政省令の策定をいたした  
い、こう考えております。慎重に検討したいと思  
ひます。

また、ニューメディアがたくさん出てまいりま  
す。それに対しては、国民のニーズ、これもやは  
り多様化してきておりますので、国民のニーズに  
合致するような方向でこれらについても慎重に検  
討したい、こう考えます。

○竹内(勝)委員 ありがとうございます。  
○水野(委員) 長 これにて竹内勝彦君の質疑は終了  
いたしました。

次に、木下敬之助君。  
○木下(委員) 本日まで多くの質疑がなされてい  
まして、重ねて質問する部分もあろうかと存じま  
すが、私は特に文字多重放送について、新聞との  
関係、特に地方紙との関係を中心にお伺いをいた  
したいと思ひます。

まず、今回の放送法の改正に伴って政令、省令  
や通達でどういったことを決めているのでしょうか。  
○田中(眞)政府委員 まず、政令でござりますけ  
れども、九条の三の関連でNHKが出資できる事  
業を決める必要があろうかと思っております。省  
令でござりますけれども、これは四十九条の三の  
関連でござりますけれども、テレビジョン放送事  
業者がその放送設備をテレビジョン多重放送の用  
に供するための計画を出していただくことになっ  
ておるわけでありまして、その中の記載する  
べき事項等々を決める必要があろうかと思つてお  
ります。また、五十三条の二の関連でござります  
けれども、外国人が取得した株式の取り扱いに関  
する決める必要となろうかと思ひます。そのほか、  
無線局免許手続規則あるいは無線設備規則など  
の規則の改正も行う必要がござります。同時に  
また、第三者のあり方と申しますか、免許方針の  
作成というふうなものについても早急に準備を進  
める必要があろうかと思ひます。

なお、先ほどから言われておりますけれども、  
こうした政省令の改正に当たりましては、私ども  
といたしましては、NHK、民放連その他の関係  
のところの御意見を十分尊重して耳を傾けて決  
めてまいりたい、このように考えておる次第でござ  
ります。

○木下(委員) 私たちはこうして審議しているわけ  
ですけれども、法律の通った後にいろいろと運用  
等で決めていくという問題がちょっと多過ぎるの  
ではないかと思ひます。私たちは審議する  
とき、やはりある程度細かい部分までどういふ  
にやるのだというところはつきりしたお答えを  
もらいながらやるのが国会の審議としていいの  
ではないか、こういうふうに思ひますが、これか  
らの運用で決めることが多過ぎるの、急ぎ過ぎ  
ているのではないかと、そういうふうには感じ  
ます。この急ぎ過ぎているのではないかと、こ  
ういふことに対してどういふふうに思ひますか。

○田中(眞)政府委員 こうしたものを現に持  
ていくステップの問題でござりますけれども、私  
どもは、今回の改正案は技術開発の成果はできる  
限り早急に社会に還元すべきであるというふうな  
基本的な考え方から、必要な法整備、特に第三者利  
用というふうな内容を考えますと、いたずら  
にいわゆる実験——いたずらにと言つたらなん  
でござりますけれども、実用化試験というふうな  
ステップを踏むべきではなく、法の受け皿とい  
いますか、秩序をまずつくつておく必要があるとい  
うふうな判断をまずござりますけれども、特に文  
字多重放送に断つたわけではござりません、何  
度も申し上げてござりますけれども、耳の不自  
由な人々からの非常に強い早期実現の希望があ  
るというところでござります。また、方式につ  
いては、方式についてもいろいろ議論があるところ  
でござりますけれども、この文字多重放送につ  
きましては、やはり国際的な実例がある。西欧  
あるいはアメリカ等々においても実用化ないし  
実験をやつておる国は多いわけでありまして、  
わが国がいまの時期におきまして実用化を図  
るといふことも決して早くはないという考え  
方もできるのではないかと、このように思つて  
おります。

○木下(委員) その耳の自由な人々たちのため  
といふのは、そういった重要な意義があるから  
細かい部分まで検討を急いで円滑な運用を確  
認してから出発すべきであると私は考えます。こ  
ういふニューメディアに対しては前向きな姿勢  
で賛成のつもりでありますけれども、今後の  
まだ決定していない部分の運用については、こ  
ういふ審議を通じて出されました私どもの  
意見も十分に尊重してやつていただきたいと思  
ひます。

文字多重放送は新しい情報伝達手段であり、日  
進月歩の技術革新の大きな成果であり、これが  
わが国において実用化されることは、情報化社  
会に生きる私たちにとってはまさに喜ばしいこ  
とであります。それだけに、その機能が十分に  
発揮されるようにならなければならないことは  
当然であります。文字多重放送は、その情報  
の内容は主番組の内容に関連したものであるだけ  
で、主番組から独立したものではないものでは  
ないか、どんなものであるべきと性格づけ  
ておられるのか、お聞きしたいと思ひま  
す。私は、ニュースなどの時事的なもの、天  
気予報、買い物情報、旅行・交通案内、日  
曜当番医のお知らせなど、地域の情報を中心  
とするものと思つております。これまでのメ  
ディアでは必ずしも十分とは言へませんでした。  
この意味では、文字多重放送は新しい技術  
であると同時に、地域の私たちにとつてき  
め細かな情報提供の能力を持っております。こ  
の地域の情報提供の能力を持っております。何  
いってもその地方のマスコミ、特に新聞紙  
ではないかと思ひます。文字多重放送の性格  
づけとして郵政省はいかがお考えでござ  
りますか。地域のためにきめ細かな情報提供  
するためのものという考えを持っておられ  
るか、お聞きしたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 いま先生から多重  
の使い方等についていろいろお話があつたわけ  
でござりますけれども、私もそうした形が非  
常に必要であり、また、この新しい文字  
多重放送というメディアは、先生がいまおし  
やいましたようなもの、地域に密着したき  
め細かな情報の提供に非常に適したもので  
あるというふうには思つております。

ただ、番組の編集につきましては、私も、放  
送事業者の自主性と申しますか、創意と工夫に大



いに期待したい。そして地域に密着した情報  
が流されることは歓迎すべきである、このように  
考えております。

○木下委員 お考えはわかりましたけれども、現  
在のテレビがすでに全国ネットワーク中心のシ  
テムで行われているとき、文字多重までが安易に  
ネットワーク化することもあり得ると思っております。  
文字多重放送の性格から考えて、全国ネッ  
トワーク化して地域性のない内容となることをど  
のように考えられますか。NHKの場合、民放利  
用の場合両方ともに考えられると思います。お答  
えいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 多重放送をどのように使  
かという、番組編成といいますが、そうしたも  
のについてのお話のようでございますけれども、先  
ほども申しましたように、この文字多重放送は何  
分にもローカル的に非常に都合のいいものだとい  
う理解をしておりますので、先生のいま心配され  
ているような方向、全国ネットワークといいた  
く、せっかくこうしたメディアが使えるようにな  
っても依然として画一的なものにならないよう  
に、この辺は、やはり一番には、NHKないし放  
送事業者あるいは新しく登場する多重放送事業者  
自体の識見と申しますか、そうした形に御期待い  
たしまして、先生がいまおっしゃったようなこと  
にならないように持つていってほしい、この  
ように切望しておる次第でございます。

○木下委員 これまでも述べましたように、文字  
多重放送は私たちにとってこれまでにないきめ細  
かな生活情報を提供してくれる非常に有効なメデ  
ィアと考えます。ところが、これを行うには、た  
とえば第三者企業として行うには、放送会社の施  
設を利用するための同意書が必要となっておりま  
す。もし放送局側が何らかの理由によってこの同  
意を行わず、したがって文字多重放送が行われな  
い地域が生じたとすれば、これは有用なメディア  
の全国的普及にとつて見逃し得ない事態ではない  
かと考えます。このような場合、郵政省はどのよう  
に対応するおつもりでしょうか。第三者利用も含

めて文字多重放送を行うようその放送会社を行政  
指導をするつもりがあるのか伺いたいと思ひます。  
郵政省は文字多重放送の第三者利用計画の報告を  
要求することができるとありますが、第三者利用  
の計画がない放送局に対してはどのような対応を  
考えておられるのかお尋ねいたします。

○田中(眞)政府委員 いま先生が申されました  
ように、すでにありますテレビジョン放送事業者  
の方から、多重放送についての設備の御計画ある  
いは自分自身でやられる多重の設備についての  
お話、あるいは第三者利用の方が契約を希望され  
ておるかどうかが、その契約ができた場合にどのよ  
うな計画があるか、そうしたことをせつかくの多重  
というメディアを普及させるといふ観点からの規  
定を設けたわけでございますが、実際問題として  
は、テレビジョン多重放送が電波のすき間を利用  
するものである以上、どうしてもテレビジョン放  
送事業者の自主的な協力がまたざるを得ないわけ  
でございます。結果的には先生がおっしゃるよ  
うな契約関係に任せるといふことになっておりま  
すので、ある場合には設備提供に同意しないとい  
うか、私のところではいましばらく第三者利用計画  
はないというところはあり得るだろうと思ひますけ  
れども、そうした場合に、私も、また多重放送  
を希望する方々の声も入るわけでございます。す  
で、その辺を考慮いたしながら計画をお聞きの  
というかつこうで、いずれにしましても、多重放  
送を希望する者としてあります放送事業者との  
間の円滑な話し合いをどうしても期待せざるを得  
ない。また、期待いたしまして、各地域で特定の  
地域だけには実際に行われたいというようなこと  
のないように、行政指導と申しますか、御趣旨の  
ようなことでの規定が、計画を策定して大臣の方  
にお出しいただく、こういう条文となつてあらわ  
れておる次第でございます。

○木下委員 話し合いでスムーズにいくのが望ま  
しいし、そうでない場合を想定する必要はないか  
もしれませんが、そこまで考えなければならな  
いと思ひます。

○田中(眞)政府委員 コード方式でございますけ  
れども、電波技術審議会では五十五年度からパ  
ターン方式と並行して審議を進めておるわけでござ  
います。現時点での検討状況でございますが、  
特に表示の方法でございます。それから、誤りが  
多いと言われているわけでございます。誤った場  
合に訂正する方式等の基本パラメーター案の検討  
を行っているところでございます。この基本  
パラメーター案が作成された後に、コード方式に  
関する送受信装置の試作及び室内、野外の両試験  
を実施する必要がある、そして技術基準を確立し  
て答申することとなるということで、これは私ど  
も非常に急いでおりますし、また早いことを期待  
しておるわけでございますが、人によって多少意  
見が違いますけれども、私も、三年程度は必  
要、こういうふうな試算いたしておるわけでござ  
います。これが遅いことを期待しているわけでは  
もちろんないわけでございますけれども、どうし  
てもその程度はかかる。多少ともパターン方式と  
時間的ずれがある。こういうことで、毎度申しま  
すように、耳の不自由な方々への字幕放送等の早  
期実施の要望もあるということで、前提いたし  
まして、仮にパターン方式で先行するといいま  
すか、実施に入るといふ形をとりましても、そうし  
た方々に決して御迷惑と申しますか、むだな投資  
をさせたという形にならないような前提での御審

議もできるということでございますので、郵政省  
といたしましては、そうしたことが可能であるな  
らば早期に実現し、一応パターン方式で先行いた  
しまして、将来、これと整合性のとれるコード方  
式というふうなものも導入して需要に応じたい、  
こういう考え方でございます。パターンで先行い  
たしますけれども、いずれコードが技術が確立さ  
れ導入されるということも私も予想いたしてお  
るわけでございます。両方式の併存という形にな  
るであろう。

○田中(眞)政府委員 受信機でございますけれ  
ども、パターン方式によりまず先行期間があるとし  
ますと、その期間はコードコンバーターの取りつ  
けが可能パターン受信機を普及させたらどう  
か。そういたしまして、コード方式を導入した段  
階では、パターン受信機にプラスいたしましたコ  
ードコンバーター、あるいはコード・パターン受  
信機というものにより受信が容易に行われるも  
の、そういうことが期待できるといふふうに理解  
いたしておるわけでございます。

○木下委員 パターン方式の情報容量は現在でも  
決して十分とは言えませんが、この方式を使つて実  
用化した場合の第三者企業としての経営基盤はど  
うなるものとなるのか。コーンシャルを入れた  
り、情報提供料を取つたりするなどして収入を  
得るわけだと思ひますが、設備資金で一億を超え  
る投資をした場合、これだけの収入基礎で果たして  
経営として成り立つものなのか、見通しをお伺い  
いたしたいと思ひます。パターンでやる期間とい  
うのは三年か何年かわかりませんが、どうい  
う経営見通しを考へておられるのでしょうか。

○田中(眞)政府委員 パターン方式にいたしまし  
てもコード方式にいたしましても同じかと思ひま  
すけれども、先生の御質問は、コード方式の方が  
情報容量が多いといいますが、量が多いわけだか  
ら、商品価値として高いというか、こういうこと  
かと思ひますけれども、経営の見通しにつきまし  
ては、やはりやってみないとわからないという面  
が否定はできないわけでございます。ただ、多重

放送の場合、その性質上、設備をいたしましては、従来の放送局と異なりまして非常に小規模である。少なくともハードについてはそうである。また、運営に要する経費と申しますか、それも小ぶりであるということ。また、放送内容についてもすけれども、ちょうどこの多重放送自体が狭き込み広告というような形の買物情報あるいは催し物案内というような番組も多いかと思ひますけれども、それ自身CM的な性格も持つておるといふようなことで、やはり今後多重放送事業者の創意工夫にまつべき点は多いわけでございますけれども、何とかその辺を克服して、華やかなと申しますか、豊かな文字放送時代というものが展開されることを期待しておるということでございます。

○木下委員 文字多重放送が私たちにとって非常に有用なメディアであるだけに、これが経営上成り立たないということでは将来に及ばないことになるようなことがないようにと考えております。慎重にすべきではなかったかと思ひます。

次に、文字多重放送は、将来を考えると、電波新聞の可能性があると新聞界でよく言われていることです。私も、パターン方式から高能力のコード方式に進み、これに高性能のハードコピーを組み合わせたときには、まさしく電波新聞としての機能を備えることになると思ひます。これに対し、新聞側が特に注目していることは当然であります。新聞の未来が電波新聞であるという点から見ると、この文字多重放送はその未来を先取りするメディアであるということが言えると思ひます。この新しいメディアが放送局側の同意がない限り使えないということは、新聞にとっては重大なことだと思ひます。いま現在では別々の独立したものである新聞と放送が関係を持ち、しかも放送が優位を占めるようになる、新聞が放送の同意を必要とする事態となっていくことを郵政省としてはどう考えますか。

将来、このような事態に対して、新聞の電波新聞のための電波を用意しているのでしょうか。電

波新聞のための何か伝達手段を別に考慮する考えがあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○田中(中)政府委員 文字放送が道が開かれました場合の新聞と放送とのあり方というところでございしますけれども、第三者については新聞社がある程度出資していくというようなことはあり得ようかと思ひますけれども、やはりこの放送メディア、多重を使うという場合には、その性格上すぐ間を使うわけでございますから、どうしてもテレビジョン放送設備を使うわけで、放送事業者の同意を要するといひます。これはやむを得ないのではなからうか。逆に、放送事業者に対して、新聞に設備提供の義務を課す、こういうアイデアもアイデアとしてはあつたわけでございますけれども、やはり私有財産の制限という問題も出てきますし、また、本来のテレビに乗っけるわけですから、それ自体すでにちゃんとした事業をやつておるわけでございますので、そのチャンネルイメージというものには当然尊重されたいとやういふ趣意がある、そういうふうなことを考えていただきたいと思います。

ところで、それについて、そうした関係がございひので申します。文字放送用の周波数というものには別に考えられないかというお話のようでございますけれども、現在のところそのようなことは考えておりませんけれども、将来、放送衛星が実用化される、こうしました場合に、いままでの放送衛星が地上の放送とどういう形で調和を持つのかというふうなその模索の中で、空からおりてまいりますテレビジョン放送の電波を、フックンミリ放送とかあるいは文字放送のようないふ形でもつばら使用というふうなことも検討もされ、そういう可能性もあるという御提言もいただいておりますのでございしますけれども、そうしたものを、やはり地上におきますその時点における放送の実態あるいは既設の放送のあり方と十分な調和を図つた上で考えていくべきであらう、このように思っております。

○木下委員 そういふふうな新聞というものの存在を将来考えていただけるといふのは大変ありがたいと思ひますが、いま新聞というふうな一言で言つても、全国紙と地方紙というのとはまたその存在が違つていふ点も十分認識していただきたいと思います。

文字多重は、このように私たちの生活に深くかわりがあるメディアであるだけでなく、地方の言論の中心である地方新聞の未来とも深くかわつてきます。文字多重放送の推移いかんによるは地方の言論にも大きな影響を与えることになるかと思ひます。地方の言論の独立性はわが国民主義の基礎であります。文字多重放送と新聞とが密接にかかわり合つていくことは十分認識されていると思ひますが、同じ新聞といつても、全国紙と地方紙はその性格というか役割りの異なつた面がございします。地方紙の存在意義について、大臣、どのようにお考えになつておられるかお伺いをいたしたいと思います。

○田中(中)政府委員 日本の場合、中央紙と申します。部数の多い新聞がこのような状態にあるのは、日本だけと申します。非常に特異なことだと思ひます。先生がただいま申しました地方紙は、非常に地元住民に密着したもので、文字どおり地元の方から自分たちの新聞という形で、特異なと申します。非常にいい形で地方紙といふものがたくさんあることを私も存じております。そうした意味におきまして、やはり小ぶりなと申します。いささか手短か申します。いろいろなローカルに適した文字多重、こうした機会におきまして地方紙のあり方とこの多重とが結びつけば非常に意義あるものに発展する可能性は十分あるだろう、このように考えておる次第でございます。

○木下委員 大臣、大変恐れ入りますが、私が大臣にお聞きしたのは、大臣に就任されてこの文字放送についての新聞記事を見ましたときに、たしか新聞界との話も大体進んでいるというふうなお認識の発言をなされておりました。そのときすでに新聞といつてもいろいろあるあつて、大変な疑問を発言しているところがたくさんありましたもの

ですから、その点で、大臣にここで地方紙というもの存在を認識しておるということを一言お伺いしたいと思ひます。

○箕輪國務大臣 この文字多重の面におきまして、地方紙の存在は大変貴重な存在だと私も考えております。いろいろな新聞界からも要望が寄せられておることも私は承知いたしております。ただ、テレビ放送事業者とかかわり合ひのある地方紙、また全くなかかわり合ひのない地方紙のあることも承知をいたしております。だから、一概に地方紙といつても、テレビ放送事業者とかかわり合ひのある地方紙と全くかわり合ひのない地方紙、それぞれ違つた要望も出てきております。第三者機関に参入できるのかどうかというふうなことも、この二つの地方紙には異なつた意見があります。そんなことも配慮しながら、十分地方紙の意見が吸収できる方向で検討をいたしたい、こう考えております。

○木下委員 時間が参りましたので、この文字多重放送についてもまた今後出てくる新しいメディアに關しても、国民の要望を中心に広い層の意見を入れて実用化に向かわれたいことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○水野委員長 これにて木下敬之助君の質疑は終了いたしました。

次に、藤原ひろ子君。

○藤原委員 放送法の改正案を審議するに当たりまして、まず最初に確認をしておきたいことがございします。それは、昭和二十五年に電波三法が提案をされ、このとき提案の説明を行いました。旧無線電波監理長官がこう言つておられます。「旧無線電信法の建前を捨てまして、万人の電波利用の自由を認めておるのでございします。ただ電波はこの数に非常に限度がありますために、これを有効適切に使うための統制を加えるというふうにいたしております。こうおっしゃつておられるわけです。」

〔委員長退席、渡辺(紘)委員長代理着席〕すなわち、電波は万人のものだ、電波は国民のものだと言つておられるわけですね。私は、電波法、放

送法に対する理解としては、現在もこの考えは正しいというふうに考えております。この点につきましては、郵政省はどのように考えていらっしゃるのか。この見解は正しいというふうにお考えになっているのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

○田中(眞)政府委員 そのとおりだと思います。特に電波の利用が非常に複雑化し、高度化してまいっております。その考えはますます高まっております。このように理解しております。

○藤原委員 それでは、次に、多重放送の問題についてお尋ねをいたします。

今回の法改正の最大の理由は、テレビジョン多重放送を適用するところにあるというのが郵政省の説明でございます。すでに音声多重放送は、実用化試験の段階に入ってもう四年になりますし、それから、文字多重放送は実験放送を行い、静止画放送であるとかフックシミリ放送の研究も進むなど、多くのメディアが開発をされてきているわけですね。

そこで、郵政省としての多重放送、ニューメディアの今後の発展の可能性と展望についての御見解をお聞きしておきたい、こう思うのです。

(渡辺(紘)委員長代理退席、委員長着席)  
また、その発展を保障するためにはどのようにすべきだというふうにお考えになられているのか、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

○田中(眞)政府委員 大変むずかしい問題で、その辺につきましまして各界の権威の方々に、ニューメディアを含めまして放送はどのように多様化しているのかということ御答申をいただいたわけでございます。そのうちで、この際いまの時点におきまして実用に供せるものは音声多重であり、文字多重だということで、今度の提案の中においては二つを取り上げさせていただいた、こういうことでございます。

可能性といたしましては、フックシミリあるいは静止画、また高度化を求めます高品位テレビ、あるいはPCM音楽放送と申しますか、そうした

可能性はいろいろあるわけでございますけれども、そうしたものにどう対処していくのかということでございますが、われわれといたしましては、その技術の成果、動きに十分に関心を持ちながら、秩序をつけるべきときには秩序をつける、それと同時に、可能性が非常に多岐なバラエティーに富んでいるというふうな段階におきましては、余りきつちりとした枠をつけない方が技術の進歩を妨げないであろう、そうした考え方もあるわけでございます。そういうことで、現在定着したと思われる音声多重及び文字多重放送につきまして道を開いたということでございます。

○藤原委員 先日、わが党の村上議員も指摘をいたしましたように、放送の多様化に関する調査研究会のアンケート調査では、テレビの音声多重放送受像機の購入欲求度は、東京では、「現在家にあり」と「近いうちに買いたい」、こういう人を含めて二四・九%、甲府では二六・五%しかありません。また、文字多重放送への関心度というのは、東京では、「放送が始まったら、すぐアダプターを購入して見たいと思う」、こういう人が三・三%、「しばらく様子を見るが、見る方向で積極的に検討するだろう」と回答した人が一八・四%、両方合せて二一・七%、甲府では両方合せて三三・五%、こういう結果です。すなわち、この関心度は非常に低いということが明らかにしたのであり、郵政省はこのことは当然知っておられるわけですね。

そこで、お尋ねをいたしますが、なぜこのように国民の関心度が低いのか、その理由について郵政省の見解をお聞かせいただきたいし、また、私が述べました放送の多様化に関する調査研究会のアンケート以外に行った調査を郵政省の方でお待ちならば、それも聞かせていただきたいと思っております。

○田中(眞)政府委員 こうした新しいものについての関心度ということでございますけれども、実際に物がなければ、食べたこともないわけですから、食欲もわかないという面はあろうかと

思います。

ただ、そうした場合に、私どもとしてどう対応すべきかということでございますけれども、何度か申し上げますが、私どもの中でも実験というステップも踏めるじゃないかという意見が確かにあったわけでございます。しかし、御提案申し上げているような形にいたしましたあえてないいたしましたのは、多重という形でやりますと放送事業者の設備を使うわけでございます。放送事業者自体はもうすでに、自分の武器と申しますか、それを持つておられるわけでございますから、それで、先ほども御指摘がありましたように、そのときにコマーシャルを流しておいた場合にそれと矛盾する、裏番組にならしたときに矛盾するということもあるわけでございます。私どもとしては、こうした新しいメディアを十分利用していただく、すき間が開発されたということになりますと、やはり第三者というものを考えまして、そうした観点から、その人たちが、第三者的な多重放送事業者自身による創意工夫も期待したい。そうした場合に、結局第三者が入ってくるわけですから、きつちとした枠組みがないとどうなるかわからぬわけでございます。そうしたことで一つの受け皿をつくる必要がある。

それから、何回も申し上げるわけですが、けれども、耳の不自由な方々についての御要望が、特に障害者年を契機としてだと思っておりますけれども、各市議会、県議会あるいは町議会というふうなところから熱烈な希望が寄せられているということ、私も御提案を申し上げたわけでございます。

○藤原委員 もう結構です。電波監理局長、質問に対して答えていただきたい。もうずっと何日もやったことをまた繰り返して繰り返して、時間ばかりとられてはいる。

私が聞きましたのは、このように国民の関心度が低いのはどこに理由があるのですか、こういうことを聞いたのです。そうしたら、食べたこともない、それでは食欲もわかないのはあ

りまじやないか、これが理由なんですか。全く国民をばかにした不遜な態度だ。それでいて答弁の中には、新技術を開発したのだから一日も早く早く、国民のニーズがあるから早く早く、こればかりです。聴覚障害者だって早く早くと言っていると言いますが、私は聴覚障害者の要望書を正確に見ましたが、早期に実現してくださいとは書いてありません。文字多重放送がやられるときはぜひわれわれにも利用できるようにやってください。早く早くというのには、あなたたちが勝手につくっておられる修飾語であるわけですね。全く不遜ですよ。

次に進みます。これも食べたこともない、見たこともないから食欲がわかないのかもわかりませんが、一般の国民が関心が高いというだけではない、民間放送のスパンサーになる企業、この場合も同じような傾向にあるわけですね。

雑誌「宣伝会議」の八二年四月号には、「広告主企業はいま、ニューメディアをどう捉えているか」、こういう提起の中で企業に対して調査をしたのです。その結果が発表されております。これは九十社にアンケートを依頼して五十二社から回答があったようですが、これらの企業と社からの回答は、たとえば花王石鹸、日本電気、日産自動車、トヨタ自動車販売といった大企業であり、大きな広告主なんです。

この調査の中で、「貴社の宣伝・広告部門で数年以内に使ってみようと思うニューメディアは？」という問いに対して、三十三社が答えているのですが、この中で文字多重放送と答えたのは何とただ一社だけなんです。食べたことも見たこともない、食欲がわかないのですか。これらの調査結果から考えると、ここで私たちが盛んに議論をしている文字多重放送というものは一体どんなものなのか、大部分の国民は知らされていないというところではないのか、こう思うわけなんです。

あなたも電波は万人のものだということを認められました。二十五年から言われております。口では万人のものだと言いがら、現実にはそこ

から遠くかけ離れたこの石づくりの国民の聞え  
ないところで、こういう状態で議論がなされて  
います。放送の受け手、いわゆる受信者の側は  
いま申しましたような状態に置かれている、これ  
が現実の姿であります。私はこのことをまず認識  
をする必要があるというふうに考えるのです。

この上に立ちまして、今度放送のほう一つの側  
であります送り手の側、ここはどのようなことにな  
っているのかということについてお聞きをした  
と思います。

郵政省は、従来からマスメディアの独占集中は  
排除するという方針で臨んできているというふう  
に思いますが、これは現在も変わりがないでし  
ょうか。

○田中(眞)政府委員 マスメディアの集中は好ま  
しくないというふうに考えております。ただ、最  
近いろいろ新しいメディアが出てまいりました場  
合に、その辺の実現とそれから情報のソースを多  
元に求めるというふうなところで、それぞれのメ  
ディア、メディアについての影響度等も考えての  
物の考え方というものは必要であると思ってい  
ます。いずれにしてもマスメディアの集中はよ  
ろしくない、このように考えております。

○藤原委員 それでは具体的に何をいたしま  
す。

今回の法改正では、文字多重放送を行うこと  
ができる者は、一つには、現在テレビジョン放送  
を行っている放送局です。そしてもう一つは、こ  
の放送局と放送施設の賃貸契約を結んだ者。この  
両者に対して文字多重放送の免許を与えること  
になっているというふうに思いますが、これに間  
違いございませんでしょうか。

○田中(眞)政府委員 まず多重放送をやりたい  
というある種の会社と申しますかグループができ  
まして、そこがテレビジョン放送事業者と契約し  
た段階におきまして、私どもの方に申請されるわ  
けでございます。そして、その審査に当たりまし  
ては、私ども社会的に見てその契約に無理がない  
という判断を加えました上で、またNHK

Kの第三者であればNHKの第三者としてふさわ  
しいものであるかどうか、その辺の判断も含めま  
して、申請を受けた段階で多重放送事業者を電波  
法、放送法に照らしまして審査して免許を与え  
る、こういうことになるわけでございます。

○藤原委員 それでは、次に、第十三条の二で  
「テレビジョン放送をする無線局の免許がその効  
力を失ったときは、そのテレビジョン放送の電波  
に重畳してテレビジョン多重放送をする無線局の  
免許は、その効力を失う。」というふうになっ  
ております。これは、既存の放送局が違法なこ  
とを行って放送の停止というふうな処分を受けた  
場合は、その放送局と賃貸契約を結んで多重放送  
を行っていた放送事業者も放送業務ができなくな  
るということになるわけですね。せっかく申請を  
しているいろいろなチャンネルを免許をもらって自  
分は正常な放送をやっている、親の方の放送局  
が不正なことをやって電波を出せなくなるという  
ふうなことになるならば、子供の方の文字多重放送  
だめになるというわけですから、私はこんなばか  
なことがあつていいのだらうかというふうに考  
えるわけです。こういう場合はない方がいいです  
が、仮にこういうことがあつた場合のことでも深く  
考えてわれわれ討論しなければならぬわけであ  
るから、こういうことがあつた場合には、何か救済  
措置というものは考えられているのでしょうか。

○田中(眞)政府委員 先生御指摘の点、もつとも  
だと思われましますけれども、ただ、やはりテレビ  
ジョン多重放送は設備をお借りする部分が多いわ  
けですけれども、自分たちの設備としても変調設備  
等を加えて行うわけですが、どうしても電波  
のすき間を利用して行う放送だということでも、そ  
の免許はテレビジョン放送とは独立に付与される  
わけでございますけれども、あくまでもテレビジ  
ョン放送が行われているということが前提になっ  
ておるわけでございます。そうした形から、不  
幸にしてあるいは災害等々で物理的に使えないと  
いうようなことも含めまして、先生が挙げられま  
したような例は私ども決して好ましくないと思つ

ておるわけですが、物理的に借りているテ  
レビジョン放送局が、何らかの理由で電波が出せ  
なくなった場合には、それに重畳する多重放送  
も、まことに不本意ながらやむを得ないというこ  
とで、救済措置は考えられておりません。

○藤原委員 大変なことだと思つたのです。好まし  
くないと思うのは私もそれは同じでございます。  
しかし、万が一そういうことが起こつた場合に  
は、救済措置もない。そうならたいわゆる親ガ  
メに乗っかっておきます子ガメである文字多重放送事  
業者は、もし仮にそのような事態が起きてもその  
不利益を甘んじて受ける、こういう覚悟がなければ  
放送業務は始められないということになるよう  
に思います。

そこでお尋ねいたしますが、民放と賃貸契約を  
結ぶ文字多重放送の事業者というのは、一体どん  
な人たちになるのでしょうか。私は、民放と関係  
の深い人たちでなければ、こんな不利な条件でも  
仕事をやりますというにはならないのではな  
いかというふうに思ふのですが、いかがでしょう  
か。

○田中(眞)政府委員 そうしたことは契約の内容  
という形で決まるわけでございますけれども、実  
際問題を考えてみますと、同じ屋舎に入りまし  
て、片一方はテレビ事業をやっている、片一方は  
多重についてのいろいろなニュースといひます  
か、編集もありましようし、そうした情報を入  
れるわけでございますから、通常かなり親しい関係  
といひますか、少なくとも、仲の悪い関係といひ  
ますか、いがみ合う関係においては契約も成立しな  
いだらうし、また、仮に契約ができたとしても、  
円滑に日常の業務を継続することは困難になる。

したがいまして、先生のおっしゃるようなかなり  
親しい関係の中でできているであろう。ただ、親  
しい関係ということも友情関係があるということ  
でも結構なわけでございます。全部姻戚関係と  
か、そういう資本的にも結びついているものばか  
りというふうにも考えていないわけですが、私ど  
もといったしましては、できるだけバリエーティに

富む方々が参入していただければよろしいのでは  
ないか、それを希望しておるわけでございます。

○藤原委員 NHKの場合でも、賃貸する第三者  
機関というのは、NHKが出資をした子会社にや  
らせる、こういうわけですね。民間放送の場合で  
もこれと似たような形になるのは当然のことだろ  
うと思うのです。それは、だれに貸すかを選択す  
る権利を持っているのは既存の放送局ですから、  
そうなるのは当然のことだろろうと思つたのです。  
しかし、これでは幾らマスメディアの独占集中を排  
除する方針だ、こうおっしゃつても、事実上は独  
占集中になつていくではありませんか。それで  
は、これに対する歯どめというにはならない  
わけ、もしあるならばどんな法律の何条にそれを  
定めているのかということをおつしやうと御説明いた  
だきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 テレビジョン多重放送とい  
うものの本質を考えてみますと、どうしてもやむ  
を得ないと申しますか、そういう面があることに  
ついて御理解をいただきたいと思つたわけござい  
ます。

ただ、テレビジョン多重放送の免許を付与する  
かどうか、それにつきましては、契約ができたか  
らそのままその契約のできた者が多重放送の免許  
を受けられるかというところにつきましては、私ど  
もいたしましては、一般の放送局と同じように  
多重放送事業者につきましても審査するといふこ  
とでございます。

○藤原委員 歯どめがあるのかないのか、法律的  
に何条にそれでは書いてあるのかということを開  
いて見ます。

○田中(眞)政府委員 歯どめはないというふう  
に考えております。

○藤原委員 歯どめが制度的にないわけですね。  
それでは幾ら技術が進んで使える電波がふえて  
も、国民の使える電波というのは生まれてこない  
わけですね。電波は万人のものとして百万通言つて  
も、これは口で言っているだけで絵にかいたもち

でございます。だからこれではだめです。

また、このことは単に国民の使える電波がふえないというだけではなく、一方では、新しくつくり出される電波が一部の事業者のところに集中をして、このメディアの独占化というのが進行することになるわけです。これは電波法や放送法の趣旨に照らしてみても反することになるではありませんか。私は、このような電波が国民のものでなくなるような方向に進むことを認めるわけにはまいりません。

最後に、私は、放送法のこの改正案に対して、日本共産党の反対の理由を述べておきたいというふうに思うわけです。

まず最初は、私が今まで指摘してまいりましたように、今回の法改正で文字多重放送などに対する第三者利用の道が事実上阻まれていることとあります。放送設備の賃貸は民法上の一般契約にゆだねられ、放送設備を賃貸するか否かの選択権、つまり数量権は、既存放送事業者の自由意思によって行われる内容になっております。これでは、設備提供の義務づけ等を提言した多重放送に関する調査研究会の趣旨にも反するものであり、文字多重放送などの第三者利用が既存の放送事業者の許容範囲内で行われ、事実上既存の放送事業者の独占的利用になってしまおうとさえあるのです。これが反対をしております第一の理由です。

反対の第二は、多重放送に対する計画策定の提出や災害放送に対する義務規定の導入、さらには、NHKの出資に対する法定制緩和、放送設備の賃貸についての国会の同意を必要としないことなど、こういう各条項を見れば、文字多重放送の実用化に当たって郵政大臣がその許認可権を握り、文字多重放送などを郵政大臣のコントロールのもとに置き、放送内容に対する介入や干渉ができる根拠さえ与えるというおそれが出てくる内容になっていくからでございます。

本来、文字多重放送などの新しい放送技術の開発というものは、国民の知る権利を保障し、自由な

情報伝達手段として発展し、放送に対する規制が強化される方向ではなくて緩和されるという方向に進んでいくことが強く望まれるところとす。そのためには、文字多重放送などの実用化に当たっては、情報の独占や放送実施主体の独占を極力排除して、文字多重放送などのニューメディアが真に国民に開放された放送メディアとして活用されていかなければならないということは言うまでもありません。

この際、政府は、法改正によって文字多重放送の実用化を図るといふ道をとるのではなく、聴力障害者の要望にも積極的にこたえていく施策、実用化試験局という方法をとりながら、文字多重放送に対する技術的方策や実施主体に対する再検討、さらに情報内容に対する国民的ニーズなどを把握しながら、ニューメディアに対する国民各階層の意見の要望を吸収をし、討議を深め、その実用化を図っていく道をとるべきである、このように強く指摘をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○水野委員長 これにて藤原ひろ子君の質疑は終了いたしました。

以上で両案に対する質疑は終了いたしました。

○水野委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、順次採決をいたします。

まず、放送法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○水野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○水野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○水野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○水野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○水野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

び新自由クラブ・民主連合の各派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。畑英次郎君。

○畑委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

放送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、テレビジョン多重放送の実施にあたって、次の各項に特に留意すべきである。

一 日本放送協会の放送設備を利用するテレビジョン多重放送事業者については、公共放送としての協会の性格、使命並びに視聴者に対するチャネルイメージを損うものでないよう配慮すること。

一 テレビジョン放送を行う一般放送事業者の第三者利用については、放送の多様性、地域性を確保するため、広く国民各層の参加の推進を図るとともに、情報の独占をもたらすことのないよう十分配慮すること。

以上のとおりでございます。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の五党共同提案に係るものでありまして、当委員会における質疑の動向を参酌して作成されたものでありますので、各項目については説明を省かさせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いする次第でございます。

○水野委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○水野委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、箕輪郵政大臣から発言を求められてお

りますので、これを許します。箕輪郵政大臣。

○箕輪國務大臣 このたび、慎重な御審議をいただきました。ただいま放送法等の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことを……（まだまだ、電波法はまだ）と呼ぶ者あり。また初めからやりま

す。

このたびは、慎重な御審議をいただきました。ただいま放送法等の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

この委員会の審議を通じて承りました御意見につきましては、今後の行政の推進に当たり十分留意してまいりたいと存じます。

さらに、ただいまの附帯決議につきましては、今後その趣旨を尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございました。

○水野委員長 次に、電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○水野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○水野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○水野委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会